

平成 31 年度以降の財源確保策（素案）について

資料編

No.	資 料 名	備 考
資料 1	都市計画税及び入湯税の導入検討結果	平成 29 年度 第 4 回行財政改革有識者会議資料
資料 2	町民税の検討結果	平成 29 年度 第 5 回行財政改革有識者会議資料
資料 3	法定外税等の導入状況について	
資料 4	法定外税の検討結果	平成 29 年度 第 6 回行財政改革有識者会議資料
参考資料 1	次期財源確保策の検討の進め方について	平成 29 年度 第 6 回行財政改革有識者会議資料
参考資料 2	新財源確保についての提言書	平成 27 年度 新財源確保有識者会議

都市計画税及び入湯税の導入可能性の検討結果

1 はじめに

次期財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 1）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、法定税について再度検討したものを。

2 検討対象

『都市計画税』、『入湯税』

（理由）

- ・平成 28 年度の固定資産税超過課税の導入以降も、議会や行財政運営を考える町民会議において、都市計画税の導入や入湯税の税率見直しの意見があり、これらを実施する場合の具体的な条件や影響を示す必要がある。
- ・個人町民税及び法人町民税は、実施しても増収規模が 1 千万円程度のため検討から除外した。
- ・法定外税は、第 5 回有識者会議以降で具体的に検討するため除外した。

[図表 1]（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定 外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	－※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	－※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により用途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

3 検討結果

(1) 都市計画税

①都市計画税の概要

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に充てるための任意の目的税であり、その概要は、図表 2 のとおりである。

〔図表 2〕 都市計画税の概要

項 目	内 容
1 課税客体	原則として市街化区域内※1の土地及び家屋
2 課税主体	都市計画区域を有する市町村 (課税市町村数 648団体／市町村総数 1,719団体※2) (うち神奈川県内 23団体／33団体)
3 納税義務者	土地又は家屋の所有者※3
4 課税標準	価格 (適正な時価)
5 税率	制限税率 0.3%
6 免税点	土地：30万円、家屋：20万円
7 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日

出典：総務省ホームページ (県内課税状況を追加)

※1… 箱根町のように市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画を定められていない場合 (非線引き都市計画区域) は、都市計画区域の全域又は一部の区域で課税することも可能である。

※2… 課税市町村数・市町村総数は平成28年4月1日現在。(東京都特別区を1団体として計上)

※3… 賦課徴収は、固定資産税とあわせて行われる。

②導入する場合の課題

都市計画税を導入する場合の課題としては、次の3点が挙げられる。

ア. 用途 (対象事業) について

公共下水道事業以外の用途は考えられるか。

また、必要な税収規模が確保できるか。さらに入湯税など他財源と用途が重複した場合、併存できるか。

イ. 課税区域の設定について

用途を勘案した場合に適切な課税区域は、どれか。

ウ. 固定資産税超過課税との比較

用途及び課税区域をもとに、実際の課税にあたり固定資産税超過課税と比較した場合の負担感、事務コストはどのようになるか。

ア. 用途（対象事業）について

(7) 本町の都市計画事業について

都市計画税の用途は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業のうち、既に実施した事業、実施中の事業及び将来実施する事業のために必要な直接、間接の費用であり、当該事業のために起債した公債費、事業の実施に必要な事務費や調査費も含まれる。

本町の都市計画事業は、図表 3 のとおり、公共下水道と都市計画道路である。

〔図表 3〕 本町の都市計画事業

区 分	名 称	都市計画事業認可	備 考
公共下水道	第1号公共下水道	S48.3～H33.3	事業継続中
	第2号公共下水道	S59.2～H33.3	事業継続中
	第3号公共下水道	H20.3～H32.3	事業継続中
都市計画道路	関所通り線	H12.2～H19.3	事業完了※

※H28末起債残高 217百万円（公債費H39年度まで 約30百万円／年）

(イ) 今後の都市計画事業の見込みについて

平成 12 年の都市計画法の改正により都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）を定めるものとされた。

この具体的内容は、広域的な土地利用、都市施設等について、将来のおおむねの配置、規模等を示すもので、個々の都市計画は、この都市計画区域マスタープランに定める都市の将来像及びその実現に向けた大きな道筋との間で齟齬がないよう決定する必要がある。

箱根都市計画区域においては、平成 16 年 3 月に神奈川県が都市計画決定を行い、その後、概ね 5 年毎に見直しを行っているが、平成 28 年 11 月に定めた都市計画区域マスタープランにおいて「おおむね 10 年以内に整備することを予定している主要な施設」は、主要幹線道路・幹線道路としての県道整備と下水道整備の継続のみであるため、都市計画事業認可の前提となる都市計画決定を新たに行う予定がないものである。

また、広域化で整備を行っている小田原市斎場及び下郡 3 町で広域化を検討しているごみ処理についても確認したが、整備にあたり都市計画事業認可を取得しておらず、この点からの導入はできないものである。

(ウ) 充当可能事業費について

本町の都市計画事業は、公共下水道及び都市計画道路であり、都市計画税の対象事業費は、図表 4 のとおり、今後、2～2.5 億円程度で推移すると考えられる。

ただし、公共下水道（下水道事業特別会計繰出金）には、現状、入湯税が充当されているため、これを他の対象歳出に充当することが条件となる。

〔図表 4〕 都市計画税の充当対象事業費の見込み

単位：百万円

区 分	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
公共下水道分	243	259	204	189	231	188
都市計画道路分	29	29	29	29	25	22
計	272	288	233	218	256	210
うち入湯税充当分	189	206	195	181	201	188

※中長期財政見通しのうち下水道事業特別会計繰出金及び公債費（都市計画道路分）を記載

※うち入湯税充当分は、下水道事業繰出金への充当予定額を記載

イ. 課税区域の設定について

(ア) 公共下水道事業の整備状況

都市計画税を導入する場合の主な用途は、公共下水道事業となるが、現状の整備状況は、図表 5・6 のとおりである。

本町の公共下水道事業は、3 処理区に分かれており、第 1 号・第 2 号公共下水道は単独処理、第 3 号公共下水道は、平成 17 年度に酒匂川流域下水道への編入が決定し、平成 19 年度に都市計画決定及び都市計画事業認可の手続きを行い、現在、流域幹線の整備を行っている状況であるため、面整備は未着手の状況である。

また、第 1 号・第 2 号公共下水道の整備状況は、人口普及率は、図表 6 (I) のとおり、行政人口ベースで 8 割を超えており、図表 5 (E) のとおり対認可計画の面積整備率も 8 割を超えている。

しかしながら、対全体計画ベースの面整備率(D)は、第 1 号で 5 割、第 2 号 6 割と約 600ha (1,430-813=617ha) 以上の未整備区域に加え第 3 号 259ha が未着手の状況であり、都市計画区域マスタープランに掲げている 20 年以内の全域整備は、困難な状況である。

〔図表 5〕 公共下水道事業の整備状況

区分	面積 (ha)			面積整備率(%)	
	全体計画 A	認可計画 B	整備済 C	対全体 D=C/A	対認可 E=C/B
第 1 号公共下水道(単独)	537	307	275	50.9	89.6
第 2 号公共下水道(単独)	893	693	537	60.2	77.6
第 3 号公共下水道(流域)	259	49	0	0.0	0.0
計	1,689	1,049	813	48.0	77.5

〔図表 6〕 公共下水道事業の普及率

区分	人口 (人)			人口普及率 (%)	
	行政人口 F	計画人口 G	処理人口 H	対行政 I=H/F	対計画 J=H/G
第 1 号公共下水道(単独)	3,453	3,300	2,748	79.6	83.3
第 2 号公共下水道(単独)	4,623	4,340	3,996	86.4	92.1
第 3 号公共下水道(流域)	3,817	1,139	0	0.0	0.0
計	11,893	8,779	6,744	56.7	77.3

出典：箱根町公共下水道年報（H27年度版）

(イ) 用途地域内外別の下水道整備状況

都市計画税は、原則として市街化区域に課税するものであるが、本町は非線引き都市計画区域であり区域区分を行っていない。このため、用途地域内外別の公共下水道の整備状況を整理した結果は、図表 7 のとおりである。

平成 27 年度末における町全体の用途地域内の整備率は、42.8%であり、第 3 号公共下水道については、面整備の着手により整備が見込まれるが、第 1 号公共下水道、第 2 号公共下水道の用途地域内の未整備区域は、認可区域内の未整備箇所に加え、認可区域外の未整備箇所も多い【※①】。なお、今年度、下水道ストックマネジメント計画を策定予定であり、未整備箇所の整備手法の検討も含まれているため、その結果を考慮する必要がある。

下水道全体計画の整備目標は平成 42 年度であるが、第 1 号・第 2 号公共下水道の直近 5 年間の整備面積は 5 ha 程度で認可区域内の用途地域未整備区域は約 190ha あるため、現在のペースでは、この整備だけでも長期間が必要となる。

このため、都市計画税の目的を下水道整備とする中で下水道全体計画区域内、用途地域内という理由のみで課税区域を設定するのは、受益と負担の関係が、相当の間、見出せない区域が 5 割を超えるため非常に困難であると考えられる。

【※①】…公共下水道事業の整備状況は、「別添 1 箱根町公共下水道事業の状況」のとおり。

〔図表 7〕 用途地域内外別の公共下水道事業の整備状況

単位：ha・%

区 分	全体計画 計画期間：H42 A	事業認可 認可期間：H31, 32※ B	整備済面積 H27末 C	未整備面積	
				対全体計画 D=A-C	対事業認可 E=B-C
用途地域内	1,412	792	605	807	187
進捗率or未整備率	42.8%	76.3%		57.2%	23.7%
用途地域外	277	256	208	69	48
進捗率or未整備率	75.1%	81.3%		24.9%	18.7%
計	1,689	1,048	813	876	235
進捗率or未整備率	48.1%	77.5%		51.9%	22.5%

出典：全体計画及び事業認可は「平成28年度下水道事業認可図書」

整備済面積は、「箱根町公共下水道年報（H27年度版）」もとに算出

※事業認可期間は、第1号及び第2号公共下水道がH32年度、第3号公共下水道が31年度までであるもの

(ウ) 課税区域の設定について

都市計画税は目的税であるため、課税にあたり負担の公平性（受益と負担の関係）を対外的に説明できるよう、課税区域と用途の関係を明確にする必要がある。

実際、茨城県常総市(H28)、鳥取県倉吉市(H24)、大阪府豊岡市(H20)では、下水道事業の整備状況(区域)と税負担の公平性の観点から都市計画税を廃止している。

これまでの検討結果を踏まえると、本町で都市計画税を導入する場合、『単に第3号下水道の面整備に着手するため』という理由のみで都市計画区域全域に課税することは困難であるため、一部区域課税を導入する場合の条件を整理した結果は、図表8のとおりである。

〔図表8〕都市計画税の課税区域の条件

区 分	理 由
一部区域課税の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の公共下水道事業は、27年度末で用途地域1,412haに対し約800ha、6割弱が未整備であり、都市計画区域全域又は用途地域＋用途地域外（地目課税又は下水道供用開始区域）を課税区域とした場合、長期間、全く受益がない納税義務者が半数を超えるため、課税理由の説明が困難であると考えられる。 ・このため、公共下水道事業のみを理由に課税するのであれば、用途地域内の未整備区域を除外する方法も検討するべきである。 ・これらの条件を踏まえると、公共下水道の都市計画事業認可区域を課税区域とすれば、用途地域内の下水道未整備区域を除外できるため、一部区域課税の導入が可能であると考えられる。

(イ) 都市計画事業認可区域を課税区域とした場合の試算額

下水道の都市計画事業認可区域を課税区域とした場合の税収規模は、図表9のとおりである。

〔図表9〕都市計画税の試算額

区 分	税額① (税率0.30%)	税額② (税率0.20%)	税額③ (税率0.10%)
公共下水道 都市計画事業認可区域	4億6,000万円	3億600万円	1億5,300万円

※ 税務課の地番図システムをもとに都市計画事業認可区域にあると考えられる地番を抽出し、平成29年度固定資産税評価額をもとに概算額として算出した。

ウ. 固定資産税超過課税との比較

(7) 固定資産税超過課税との比較

都市計画税と現在、超過課税を導入している固定資産税の主な違いは、図表 10 のとおりである。

〔図表 10〕都市計画税と固定資産税の比較

項 目		都市計画税	固定資産税
地方税法上の種別		目的税	普通税
課 税 客 体		土地・家屋	土地・家屋・償却資産
税 率		100分の0.3 (制限税率)	100分の1.4 (標準税率)
超 過 課 税		—	税率の制限なし
課税団体数 (H28.4.1現在)		648団体	153団体 (超過課税団体数)
主 な 軽 減 措 置	住宅 用地	小規模住宅用地(200㎡以下)	評価額の1/3
		一般住宅用地(200㎡超)	評価額の2/3
	新築住宅の建物	なし	新築建物は120㎡ (課税床面積) までの部分について3年間又は5年間にわたって固定資産税が1/2となる

出典：平成29年度固定資産税のしおり、総務省ホームページ

(イ) 試算結果

これまでの検討結果をもとに、現在の財源確保額（約5億円）を都市計画税と固定資産税超過課税で確保するための税率と、その場合の標準的な専用住宅と店舗併用住宅の税額を比較した結果は、図表 11 のとおりである。

〔図表 11〕都市計画税と固定資産税超過課税の税率と税額比較

項 目	都市計画税のみ※3		併用※4		固定資産税 超過課税のみ
	都計税	固定超過	都計税	固定超過	
5億円確保に必要な税率	0.30%	1.42%	0.13%	1.51%	1.58%
専用住宅における税額※1	(80,600円)		74,300円		69,600円
うち加算額※2	(18,900円)		12,600円		7,900円
固定超過のみに対する割合	(2.4倍)		1.6倍		—
店舗併用住宅における税額※1	(148,700円)		140,400円		134,300円
うち加算額※2	(29,700円)		21,400円		15,300円
固定超過のみに対する割合	(1.9倍)		1.4倍		—

※1 モデルケースとして専用住宅と店舗併用住宅について価格の標準的な土地及び家屋の税目及び税率の違いによる税額を算出したもの。(税率は、5億円確保するための税率)

※2 固定資産税標準税率1.4%の税額(61,700円・119,000円)に対する加算額を算出したもの。

※3 都市計画税の制限税率0.30%でも約4.6億円であるため、比較上、固定資産税超過課税を0.02%行った場合の税額を記載している。また、都市計画税は、実際には充当先がないため()表示とした。

※4 併用は、都市計画税で2億円、固定資産税超過課税3億円確保するものとして算出したもの。なお、都市計画税は、都市計画事業認可区域をベースで算出したもの。

(ウ) 都市計画税導入に係る事務負担

都市計画税を導入する場合の事務負担は、図表 12 のとおりで導入決定後、課税区域の確認や課税システム整備のため、準備期間として最低 2 年間は必要である。

〔図表 12〕 都市計画税導入にあたっての事務費用

項 目	確認結果	概算額
地理情報システム上の課税区域の確認・決定	都市計画事業認可区域の確認・決定 (必要期間：最低1年間) 【※②】	10,000千円
課税システム (初期経費)	課税に向けたシミュレーションの実施2回分の費用	1,000千円
課税システム (システム利用料)	町村情報システム共同化の対象で都市計画税システムは標準対応のため追加の費用負担は発生しない	なし
納税通知書の修正	都市計画税欄の追加	なし
賦課・徴収人員	現状の職員及び臨時職員で対応可能	なし

【※②】 課税区域の確認・決定作業は、「別添 2 課税区域の確認・決定のイメージ」のとおり。

③ まとめ

検討結果をもとに都市計画税を導入する場合の条件は、図表 13 のとおりである。

現状では、課税区域が公共下水道の都市計画事業認可区域となるため、区域内外で負担の公平性に問題があること。また、下水道事業繰出金が主な充当対象であるが 2 億円程度しか課税できず、入湯税がその大半に既に充当されているため、都市計画税と入湯税の財源の重複問題を解決しない限り財源不足解消の効果がないこと。

以上により、新たな都市計画決定・都市計画事業認可取得など、状況に変化がない限りは、都市計画税の導入は困難と考えられる。

〔図表 13〕 都市計画税導入にあたっての条件

項 目	内 容	
導入目的	公共下水道整備のため	
課税区域	公共下水道の都市計画事業認可区域	
税率	0.13%程度	
税収見込額	2 億円程度	
準備期間	導入決定後 2 年間	
導入コスト	初期分	課税区域の検証決定 10,000千円
		賦課システムの検証 1,000千円
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 課税区域が公共下水道の都市計画事業認可区域となるため、区域内外で負担の公平性に問題があること。 下水道事業特別会計繰出金への入湯税充当分（1.8～2 億円）を他の入湯税対象歳出に振替えて充当できないと都市計画税導入による財源不足額の解消効果はないこと。 	

(2) 入湯税

①入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、鉱泉浴場の入湯行為に対して課す法定目的税であり、その概要は、図表 14 のとおりである。

〔図表 14〕 入湯税の概要

項 目	内 容
1 課税客体	鉱泉浴場における入湯行為
2 課税主体	鉱泉浴場所在の市町村 (平成27年度課税団体数976団体) ※鉱泉浴場：温泉法にいう温泉を利用する浴場
3 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客
4 税率	1 人 1 日 150円を標準とする
5 用途	環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用
6 徴収方法	特別徴収

出典：総務省ホームページ

②税率を見直す場合の課題

入湯税の税率を見直す場合の課題としては、次の点が挙げられる。

ア. 用途（対象事業）について

税率見直しにより増収した場合、他財源と用途が重複した場合、併存できるか。

ア. 用途（対象事業）について

(7) 入湯税の状況について

本町の入湯税の調定額の推移は、図表 15・16 のとおりである。

平成 13 年度から日帰り入湯税として 50 円課税したことにより 0.8 億円の増となり、以降調定額は 7 億円前後で推移している。平成 23 年度の減は、東日本大震災、平成 27 年度の減は大涌谷火山活動活発化の影響によるものである。

なお、昭和 61 年度以降、入湯客数が全国 1 位であり、入湯税収入もトップを維持している（図表 17）。

〔図表 15〕 入湯税調定額の推移（H12, 13, H23～28）

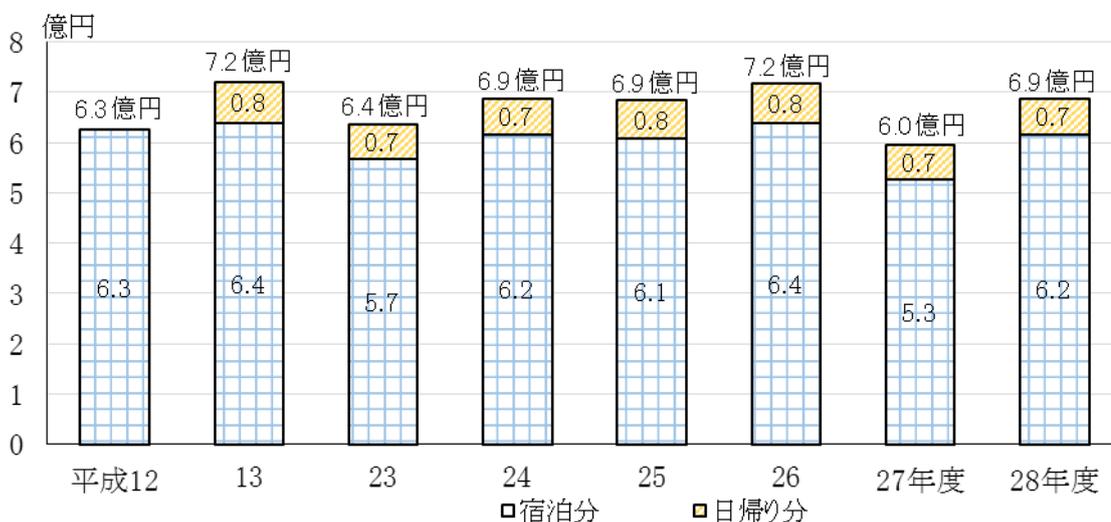
単位：億円・%

年度	12	13	23	24	25	26	27	28
入湯税	6.3	7.2	6.4	6.9	6.9	7.2	6.0	6.9
(増減率)	—	15.3	▲ 8.5	8.0	▲ 0.4	4.9	▲ 17.0	15.5
宿泊分	6.3	6.4	5.7	6.2	6.1	6.4	5.3	6.2
(増減率)	—	2.2	▲ 8.7	8.9	▲ 1.5	5.2	▲ 17.4	16.7
日帰り分	0.0	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7
(増減率)	—	皆増	▲ 6.9	0.5	9.5	2.2	▲ 13.5	5.9

出典：各年度決算概要・税務課資料

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

〔図表 16〕 入湯税調定額の推移



〔図表 17〕 市町村入湯税ランキング（平成 27 年度決算）

順位	市町村名	入湯税収入	順位	市町村名	入湯税収入
1位	神奈川県箱根町	5.9億円	6位	大分県別府市	3.3億円
2位	北海道札幌市	4.4億円	7位	兵庫県神戸市	3.0億円
3位	静岡県熱海市	4.4億円	8位	石川県加賀市	2.6億円
4位	静岡県伊東市	3.6億円	9位	岐阜県高山市	2.5億円
5位	栃木県日光市	3.6億円	10位	群馬県草津町	2.3億円

出典：地方財政状況調査

(イ) 入湯税の税率について

本町では、図表 18 のとおり、日帰り入湯税 50 円、宿泊入湯税 150 円と不均一課税を行っている。また、日帰り、宿泊それぞれ 50 円増税した場合は、日帰りで 7 千万円程度、宿泊で 2 億円程度の増収が見込まれる。

なお、他団体の税率採用状況は、図表 19 のとおりで、超過課税を採用しているのは、北海道釧路市、三重県桑名市、岡山県美作市の 3 団体である。

〔図表 18〕 本町の入湯税の税率と税率見直し時の増収規模

区分	現行税率	50円改定時の増収見込額	備考
日帰り入湯税	50円	7千万円程度	
宿泊入湯税	150円	2億円程度	超過課税

※ 増収見込額は、平成28年度決算をベースに算出

〔図表 19〕 入湯税の税率採用状況

税率(円)	20	40	50	70	80	100	120	130	標準	150	200	210	250	合計
市町村数	1	5	14	3	3	49	2	3	893	1	1	1	976	
構成比(%)	0.1	0.5	1.4	0.3	0.3	5.0	0.2	0.3	91.5	0.1	0.1	0.1	100	

出典：総務省ホームページ

※1…市町村数は、平成27年度中に入湯税の現年度調定済額があった団体の数である

※2…標準税率の他に不均一課税を行っている場合には、標準とする税率採用団体として計上している

※3…東京都特別区は、23区をそれぞれ1団体として計上している。

(ウ) 本町の使途（対象事業）について

平成 28 年度の入湯税の使途の詳細は、図表 20 のとおり、「観光の振興」と「観光施設の整備」は、100%入湯税を財源としており、「環境衛生施設の整備」で約 1.5 億円の対象歳出の残がある。

ただし、観光関係の支出に対する財源については、入湯税やふるさと納税に加え平成 29 年度からごみ処理手数料も改定しており使途が重複する部分があるため、入湯税の税率見直しにあたっては、歳入面だけでなく歳出面（使途）もあわせて検討する必要がある（図表 21）。

〔図表 20〕 入湯税の主な使途と充当状況

単位：百万円

項目	主な使途	事業費	特定財源	一般財源		一般財源の残
				入湯税	構成比	
観光の振興	町観光協会補助金、地域観光行事特別助成事業	215	42	173	173 25.2%	0
観光施設の整備	公衆便所整備事業、観光街路灯整備補助金交付事業	99	14	85	85 12.4%	0
環境衛生施設の整備	下水道線出金、清掃第17号施設維持管理事業	563	0	563	412 60.1%	151
消防施設の整備	救急業務高度化推進事業、消防施設等整備事業	73	51	22	16 2.3%	6
計		950	107	843	686 100.0%	157

出典：28年度決算概要・財務課資料

〔図表 21〕 入湯税及び関連財源の使途比較

項目	財源区分	入湯税					ごみ	ふるさと納税				
		観光振興に要する費用	観光施設の整備	環境衛生施設の整備	消防施設の整備	鉱泉源の保護管理		魅力ある観光地づくり	環境の確保整備	快適で安全、安心な生活のための福祉の充実	健康で生き生きと暮らすための福祉の充実	学校教育の充実
入湯税	目的税	●	●	●	●							
ふるさと納税	寄付金	○	○	○	○		●	●	●	●	●	●
ごみ処理手数料	特定財源			●		●						
固定資産税超過課税	普通税											●

（凡例） ●…本町の対象項目

○…入湯税とふるさと納税の重複項目〔H27, 28年度の充当状況から判断したもの〕

(イ) 今後の充当可能事業費について

入湯税の検討にあたっては、歳入と使途の関係を明らかにしたうえで検討する必要があるため、中長期財政見通しの結果をもとに、今後の財源充当の状況を調査【※③】した。

【※③】調査結果は、「別添 3 入湯税の充当対象事業費の見込み(平成 30～35 年度)」のとおり。

(調査方法)

・ 純粋一般財源の算出

一般財源は、本来、使途が自由であるが、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金(8%への引き上げ分)のように一部は目的財源として扱っているため、これらを控除した『純粋一般財源』を算出したもの。

・ 入湯税引き上げの可能性検討

算出した純粋一般財源に入湯税を上げた場合、過充当にならないかなど影響について検討したもの。

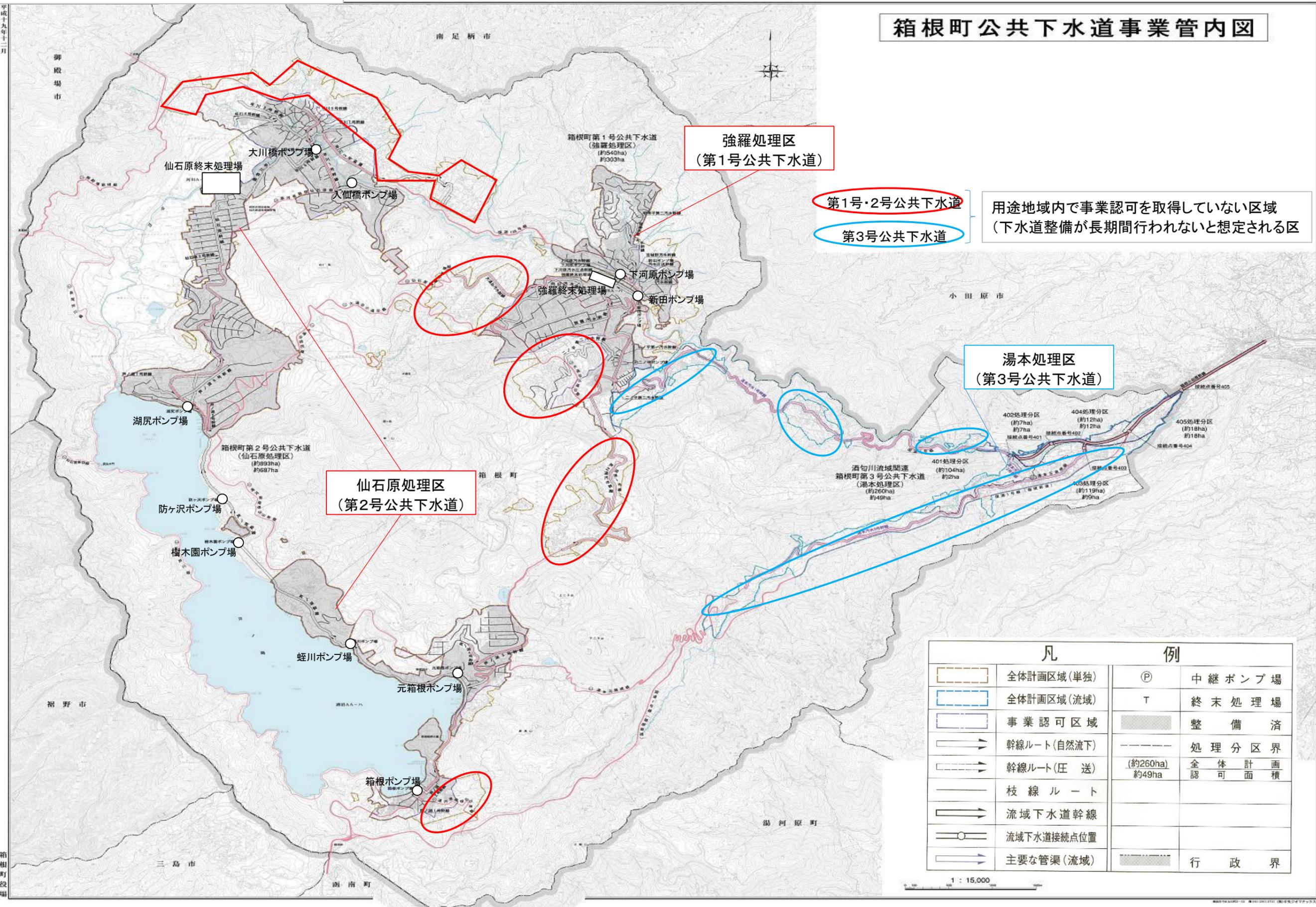
(調査結果)

- ・ 平成 35 年度には、入湯税の充当残が約 1 億円生じる見込みであるが、入湯税対象公債費への充当を行えば、過充当とならないが、税率の引上げは困難であることが確認できた。
- ・ この要因は、中長期財政見通しでは下水道事業の公債費縮減に伴う繰出金の減とごみ処理広域化した場合の施設整備費の減により、入湯税の充当対象が減少するためであるが、平成 30 年度からの下水道の企業会計移行後の一般会計負担のあり方やごみ処理広域化の枠組みが不透明であるため、この結果次第では入湯税の対象事業費が増加する可能性もある。
- ・ このため、少なくとも平成 35 年度までは、公債費への充当を含めて入湯税の充当対象を確保し、下水道及びごみ処理広域化による一般会計負担の方法が判明した時点で入湯税の充当先を整理し、税率見直しの可否を判断することは可能である。

③まとめ(見直しの条件)

- ・ 入湯税については、平成 35 年度には、対象公債費を活用しないと過充当が生じる恐れがあるため、現状、税率の引上げは困難であると考えられる。
- ・ ただし、下水道及びごみ処理広域化による一般会計負担の方法が判明した時点で、入湯税の充当先を整理し、税率見直しの可否を判断することは可能である。

箱根町公共下水道事業管内図

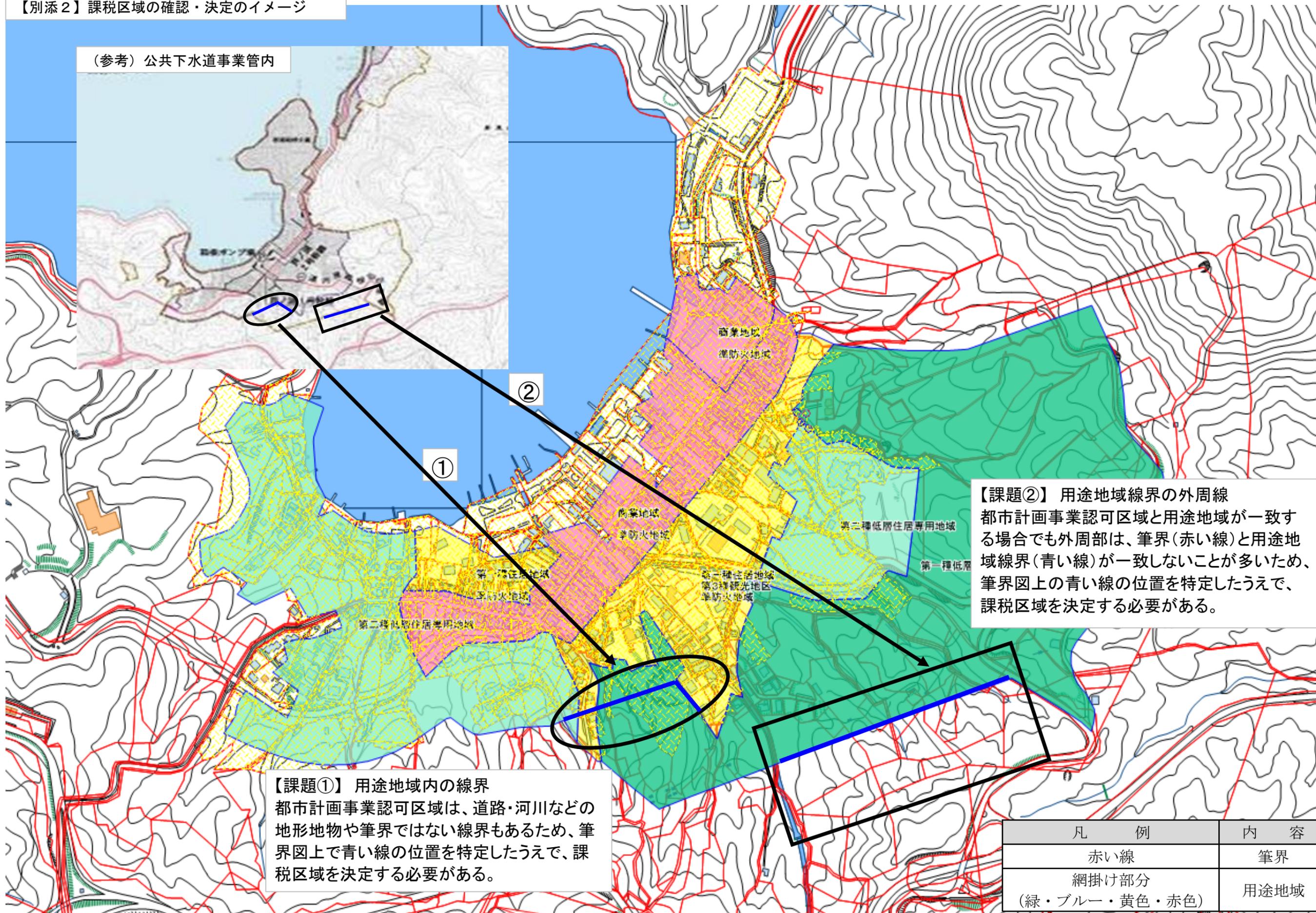


用途地域内で事業認可を取得していない区域
(下水道整備が長期間行われないと想定される区)

凡		例	
	全体計画区域(単独)	Ⓟ	中継ポンプ場
	全体計画区域(流域)	T	終末処理場
	事業認可区域		整備済
	幹線ルート(自然流下)		処理分区界
	幹線ルート(圧送)	(約260ha)	全体計画面積
	枝線ルート	約49ha	認可面積
	流域下水道幹線		
	流域下水道接続点位置		
	主要な管渠(流域)		行政界

1 : 15,000

【別添2】課税区域の確認・決定のイメージ



(参考) 公共下水道事業管内

①

②

【課題②】用途地域線界の外周線
都市計画事業認可区域と用途地域が一致する場合でも外周部は、筆界(赤い線)と用途地域線界(青い線)が一致しないことが多いため、筆界図上の青い線の位置を特定したうえで、課税区域を決定する必要がある。

【課題①】用途地域内の線界
都市計画事業認可区域は、道路・河川などの地形地物や筆界ではない線界もあるため、筆界図上で青い線の位置を特定したうえで、課税区域を決定する必要がある。

凡 例	内 容
赤い線	筆界
網掛け部分 (緑・ブルー・黄色・赤色)	用途地域

【別添3】 入湯税の充当対象事業費の見込み（平成30～35年度）

単位：百万円

年 度		平成30年度						平成31年度						平成32年度					
区分	行	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
観光の振興(整備含む)	1	416	60	356	335	21	0	386	64	322	302	21	0	422	104	318	302	16	0
環境衛生施設の整備	2	462	31	431	325	0	105	488	30	457	364	0	94	421	31	390	372	0	19
うち下水道繰出金	3	243	0	243	184	0	59	259	0	259	206	0	53	204	0	204	195	0	9
消防施設の整備	4	138	87	51	39	0	12	91	44	47	37	0	10	575	525	50	47	0	2
事業費 計	5	1,016	178	838	699	21	117	965	138	826	703	21	104	1,418	660	758	721	16	21
観光の振興(整備含む)	6	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
環境衛生施設の整備	7	1	0	1	0	0	1	58	0	58	0	0	58	57	0	57	0	0	57
消防施設の整備	8	211	0	211	0	0	211	226	0	226	0	0	226	233	0	233	0	0	233
公債費 計	9	213	0	213	0	0	213	285	0	285	0	0	285	291	0	291	0	0	291
観光の振興(整備含む)	10	417	60	357	335	21	1	387	64	323	302	21	1	423	104	319	302	16	1
環境衛生施設の整備	11	463	31	432	325	0	106	546	30	515	364	0	152	478	31	447	372	0	76
消防施設の整備	12	349	87	262	39	0	223	317	44	273	37	0	236	808	525	283	47	0	235
合 計	13	1,229	178	1,051	699	21	330	1,250	138	1,111	703	21	389	1,709	660	1,049	721	16	312
入湯税充当割合(観光以外)	14	-	-	-	75.6%	-	-	-	-	-	79.5%	-	-	-	-	-	95.2%	-	-

年 度		平成33年度						平成34年度						平成35年度					
区分	行	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
観光振興(整備含む)	15	359	44	315	299	16	0	351	33	318	302	16	0	334	30	304	288	16	0
環境衛生施設の整備	16	417	44	373	357	0	16	546	157	389	385	0	4	916	615	301	301	0	0
うち下水道繰出金	17	189	0	189	181	0	8	203	0	203	201	0	2	188	0	188	188	0	0
消防施設の整備	18	283	223	61	58	0	3	310	287	24	23	0	0	209	184	26	26	0	0
事業費 計	19	1,059	311	749	714	16	19	1,207	477	731	710	16	4	1,459	829	631	615	16	0
観光振興(整備含む)	20	3	0	3	0	0	3	6	0	6	0	0	6	14	0	14	0	0	14
環境衛生施設の整備	21	57	0	57	0	0	57	58	0	58	0	0	58	7	0	7	0	0	7
消防施設の整備	22	156	0	156	0	0	156	157	0	157	0	0	157	126	0	126	0	0	126
公債費 計	23	216	0	216	0	0	216	221	0	221	0	0	221	147	0	147	0	0	147
観光振興(整備含む)	24	362	44	318	299	16	3	357	33	324	302	16	6	348	30	318	288	16	14
環境衛生施設の整備	25	474	44	430	357	0	73	604	157	447	385	0	62	923	615	308	301	0	7
消防施設の整備	26	439	223	217	58	0	159	467	287	181	23	0	157	335	184	152	26	0	126
合 計	27	1,275	311	965	714	16	235	1,428	477	952	710	16	225	1,606	829	778	615	16	147
入湯税充当割合(観光以外)	28	-	-	-	95.6%	-	-	-	-	-	98.9%	-	-	-	-	-	100.0%	-	-

※中長期財政見通しをもとに、平成30～35年度までの入湯税の対象歳出を区分別に整理したもの。

※入湯税及びふるさと納税の充当対象は、平成28年度決算及び平成29年度当初予算の充当対象事業をベースに対象と考えられる新規事業を含めたもの。

※公債費は、入湯税の充当対象となると考える施設整備事業にかかる公債費の見込みを集計したもの。

入湯税の充当残 96

町民税の超過課税の検討結果

1 はじめに

次期財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 1）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、法定税のうち町民税（個人・法人）について再度検討したものを。

2 検討対象

『個人町民税』、『法人町民税』

（理由）

- ・平成 29 年度第 4 回行財政改革有識者会議において、都市計画税及び入湯税の検討結果を説明したところ、個人町民税と法人町民税は増収規模が限られているからといって検討から除外するのではなく、再検討するのであればこの部分も含めた方が良いとの意見があった。
- ・また、この際、行財政改革アクションプランに医療や子育てなどで施策の質の向上を盛り込むのであれば、町民自身はその負担のあり方を考える際に、候補として町民税を検討しておく必要があるのではないかとの意見があったため。

〔図表 1〕（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定 外税
①使途自由度	◎	◎	◎	○	△	－※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	－※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）

なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により使途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

3 検討結果

(1) 個人町民税

①個人町民税の概要

町民税は、一般に県民税とあわせて『住民税』と呼ばれ、福祉や教育などの地域の日常生活に結びついた様々な行政サービスの費用に使われている法定普通税であり、その概要は図表 2 のとおりである。

〔図表 2〕 個人住民税の概要

項 目	内 容			
1 課税主体	賦課期日(1月1日)現在の住所地の市町村及び都道府県			
2 納税義務者	①市町村・都道府県内に住所を有する個人 [均等割・所得割] ②市町村・都道府県内市に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人(①に該当する者を除く) [均等割]			
3 課税方式	賦課課税方式(市町村が税額を計算、確定)			
4 課税標準	(所得割) 前年度中の所得金額			
5 税率 ※平成10年度改正において、個人の市町村民税における制限税率は廃止されているもの	所得割	<総合課税分>		
			標準税率	
			(都道府県)	(市町村)
	一律	4%	6%	10%
	※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%・市町村民税8%(平成30年度分個人住民税より)			
		<分離課税分>		
		(例)課税長期譲渡所得金額		
		標準税率		
		(都道府県)	(市町村)	(合計)
	一律	2%	3%	5%
		標準税率		
		(都道府県)	(市町村)	
	一律	1,500円	3,500円	
	※復興財源確保のため、平成26年度から35年度までの均等割の標準税率について、年1,000円(都道府県分500円、市町村分500円)引き上げている。			

出典：総務省ホームページ

②検討結果

(7) 個人町民税の状況について

本町の個人町民税の調定額及び納税義務者の推移は、図表 3・4 のとおりである。

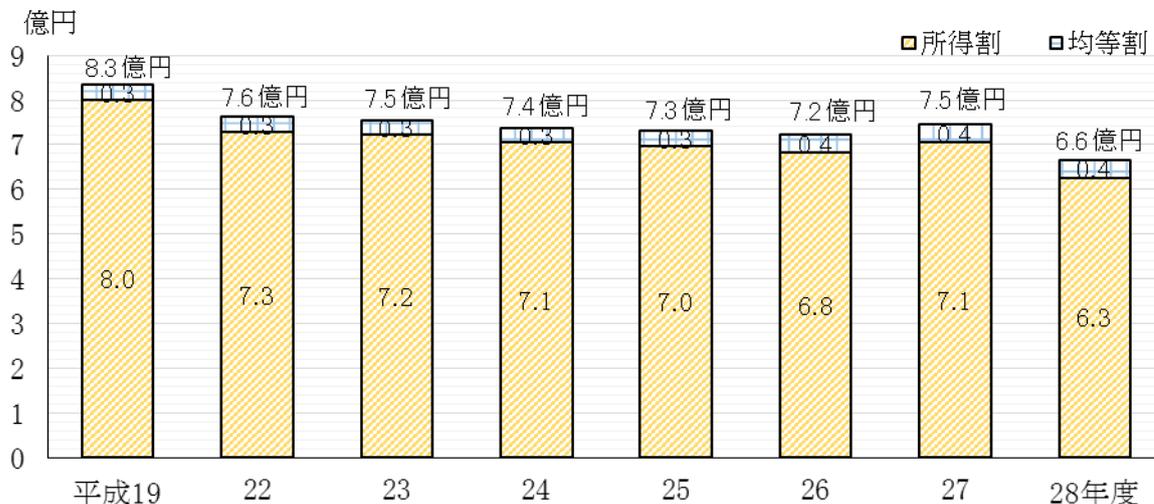
均等割は、納税義務者数の増減はあるが、平成 21 年度以降、11,000 人前後で推移し、調定額にも大きな変化はない。これは、対象者のうち人口減少等により給与所得者等は減少しているが、納税義務者の約 1/3 を占める家屋敷等課税分の納税義務者が平成 25 年度まで増加傾向にあり、その後も微減で推移していることから、全体としては、大きな増減が見られない。

一方、所得割の調定額は、税源移譲された平成 19 年度の 8.0 億円から平成 27 年度は、7.1 億円と 0.9 億円減少し、平成 28 年度は、大涌谷火山活発化の影響により 6.3 億円と対 19 年度比で 1.6 億円減少している。

〔図表 3〕 個人町民税調定額・納税義務者の推移 (H21~28) 単位：億円・%・人

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
個人町民税	8.3	7.6	7.5	7.4	7.3	7.2	7.5	6.6
(増減率)	▲ 6.7	▲ 8.4	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 1.4	▲ 1.4	4.2	▲ 12.0
均等割	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
(増減率)	▲ 25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
所得割	7.9	7.3	7.2	7.1	7.0	6.8	7.1	6.3
(増減率)	▲ 8.1	▲ 7.6	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 2.9	4.4	▲ 11.3
納税義務者数	11,613	11,611	11,609	11,388	11,397	11,295	11,325	10,911
(増減数)	▲ 162	▲ 2	▲ 2	▲ 221	9	▲ 102	30	▲ 414
うち家屋敷等のみ	3,968	3,997	4,059	4,096	4,110	4,081	4,072	4,037
(増減数)	▲ 25	29	62	37	14	▲ 29	▲ 9	▲ 35

〔図表 4〕 個人町民税調定額の推移



(イ) 本町の個人町民税の特徴

税制改正による影響や高額納税者の影響以外の特徴としては、給与所得者の総所得金額の水準が低いことがあげられる。

給与所得者 1 人当たりの総所得金額を全国・神奈川県と比較すると、図表 5 のとおり、本町は 2,714 千円、全国 3,326 千円、県 3,807 千円となっており、本町は全国に対し約 600 千円、県に対し約 1,100 千円低い。

〔図表 5〕 所得割納税義務者（給与所得者）の 1 人当たり総所得金額の国・県比較

単位：千円・人

区 分	箱根町	全国	神奈川県
所得割納税義務者数 A	5,321	45,596,430	3,491,119
給与所得者の総所得金額 B	14,438,803	151,668,502,131	13,290,541,415
給与所得者の1人当たり総所得金額 C=B/A	2,714	3,326	3,807
1人当たり総所得金額の差(※) D	—	612	1,093

※全国計・神奈川県計と箱根町の差を表示している。

出典：平成28年度課税状況調をもとに作成

また、所得階層別の納税義務者数を同様に比較すると、図表 6 のとおり、「10 万円を超え 100 万円以下」と「100 万円を超え 200 万円以下」の割合の計が、本町の 75.8% に対し、全国が 59.0%、県が 50.2% であり、それぞれ 17pt・26pt 高い一方、200 万円超の割合の計は、本町の 21.1% に対し、国が 37.7%、県が 47.1% で、それぞれ 17pt・26pt も低い。

〔図表 6〕 所得割納税義務者（給与所得者）の階層別納税義務者数の国・県比較

単位：人・%

課税標準額の段階	箱根町		全国		神奈川県	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
10万円以下の金額	163	3.1	1,506,580	3.3	96,506	2.8
10万円を超え100万円以下	1,849	34.7	13,336,735	29.3	782,225	22.4
100万円 " 200万円 "	2,186	41.1	13,564,879	29.8	968,817	27.8
200万円 " 300万円 "	599	11.3	7,693,686	16.9	652,356	18.7
300万円 " 400万円 "	246	4.6	4,186,789	9.2	370,749	10.6
400万円 " 550万円 "	127	2.4	2,812,976	6.2	319,178	9.1
550万円 " 700万円 "	48	0.9	1,039,043	2.3	135,788	3.9
700万円 " 1,000万円 "	53	1.0	767,089	1.7	97,646	2.8
1,000万円を超える金額	50	0.9	686,653	1.5	67,854	1.9
合計	5,321	100.0	45,594,430	100.0	3,491,119	100.0
うち10万円を超え200万円以下	4,035	75.8	26,901,614	59.0	1,751,042	50.2
うち200万円を超える金額	1,123	21.1	17,186,236	37.7	1,643,571	47.1

出典：平成28年度課税状況調を基に作成

(ウ) 個人町民税の税率について

本町では、図表 7 のとおり、均等割、所得割ともに標準税率で課税しているが、国が均等割で復興増税、県が均等割と所得割で水源環境保全に関する超過課税を実施している。

なお、他団体の税率採用状況は、図表 8・9 のとおりで、超過課税を採用しているのは、均等割で横浜市、所得割で兵庫県豊岡市のそれぞれ 1 団体のみであった。

〔図表 7〕 本町の住民税の税率

単位：円

	均等割額				所得割額			
	税額	標準税額	(1)	(2)	税率	標準税率	(1)	(2)
町民税	3,500	3,000	500	—	6%	6%	—	—
県民税	1,800	1,000	500	300	4.025%	4%	—	0.025%

出典：箱根町ホームページ

- (1) 「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、平成26年度から平成35年度までの10年間、均等割額に町民税、県民税それぞれ500円ずつ加算している。
- (2) 神奈川県では、水源環境の保全・再生に継続的に取り組むため、平成19年度から個人県民税の均等割、所得割に対して超過課税を実施している。

〔図表 8〕 個人町民税均等割の税率採用状況

税率区分	3,500円未満 標準税率未満	3,500円 標準税率	3,500円超 超過税率	計
市町村数	2	1,738	1	1,741

出典：平成29年度市町村税の税率等に関する調

- ※ 復興財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで標準税率は500円引上げ3,500円としている
- ※ 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割超過税率採用団体 横浜市4,400円（平成21年度から）
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割税率未満採用団体 名古屋市3,300円（平成24年度から）、大阪府田尻町3,200円（平成29年度から）
- ※ 北海道夕張市は、平成29年度から標準税率としている（平成19～28年度 4,000円）

〔図表 9〕 個人町民税所得割の税率採用状況

税率区分	標準税率未満	標準税率	超過税率	計
市町村数	2	1,738	1	1,741

出典：平成29年度市町村税の税率等に関する調

- ※ 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割超過税率採用団体 兵庫県豊岡市 6.1%（平成21年度から）
- ※ 平成29年4月1日現在の均等割税率未満採用団体 名古屋市5.7%（平成24年度から）、大阪府田尻町5.4%（平成29年度から）
- ※ 北海道夕張市は、平成29年度から標準税率としている（平成19～28年度 6.5%）

(I) 試算結果について

現在、超過課税を実施している団体の税率をもとに、本町の増収額を試算した結果は、図表 10 のとおりである。

■採用した税率

[均等割] 横浜市 (3,500 円→4,400 円 +900 円)

[所得割] 豊岡市 (6.0%→6.1%)

[図表 10] 個人町民税の超過課税を実施した場合の試算結果

税率区分	採用税率等	増収見込額	備考
均等割	+900円	9,820千円	※28年度課税状況調の納税義務者数をもとに試算
所得割	0.10%	10,337千円	※28年度の調定額（分離課税を除く）をもとに試算

③まとめ（見直しの条件）

- ・均等割については、約 1/3 を占める家屋敷等課税の納税義務者への負担を求める観点からは有効であると考えられる。しかしながら、国が復興増税の期間終了後も（仮称）森林環境税の実施を予定し、県が水源環境保全税として超過課税を実施している中で、さらに本町が超過課税を実施するには、応益性の観点も踏まえ特に負担を求める説明が必要であるが、その合理的な理由を見出すことは困難であると考えられる。
- ・所得割については、主な納税義務者である給与所得者の階層が、本町の場合、課税標準額 200 万円以下が約 8 割を占めており、超過課税を実施した場合は、この方々への負担が大きくなり担税力の観点から問題がある。
- ・増収規模を他団体の超過課税の実施内容をもとに試算したところ、均等割・所得割ともに約 10,000 千円であり、同時に実施しても約 20,000 千円増にとどまる。
- ・超過課税を実施する場合、単独で財源不足額を補うことは難しく、豊岡市のように法人町民税や固定資産税の超過課税をあわせて実施※する必要があるが、給与所得者の所得階層の割合が低いという本町の特徴を踏まえると、担税力の観点から、均等割・所得割ともに税率の引上げは困難と考えられる。

※豊岡市の超過課税の状況は、13 頁のとおり。

(2) 法人町民税

①法人町民税の概要

法人町民税は、町内に事務所、事業所、店舗等又は寮等がある法人等に課税される税金であり、国税の法人税額を基に算出する法人税割と会社の資本金等の額及び従業員数から算出する均等割の合算額が法人町民税となり、その概要は、図表 11 のとおりである。

〔図表 11〕 法人町民税の概要

項 目	内 容			
1 課税主体	都道府県及び市町村			
2 納税義務者	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人			
3 課税方式	申告納付			
4 課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人：法人税額 連結申告法人：個別帰属法人税額			
5 税率	(均等割)			
	資本金の額	都道府 県民税 均等割	市町村民税均等割	
			従業者数 50人超	従業者数 50人以下
	1 千万円以下	2 万円	12 万円	5 万円
	1 千万円超 1 億円以下	5 万円	15 万円	13 万円
	1 億円超 10 億円以下	13 万円	40 万円	16 万円
	10 億円超 50 億円以下	54 万円	175 万円	41 万円
50 億円超	80 万円	300 万円		
※市町村民税均等割については、制限税率(1.2倍)が定められている				
(法人税割)				
都道府県：3.2%(制限税率 4.2%) [1.0%(制限税率2.0%)]				
市 町 村：9.7%(制限税率 12.1%) [6.0%(制限税率8.4%)]				
※ [] 内の税率は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用				
6 分割基準	2 以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は各市町村に納付			

出典：総務省ホームページ

②検討結果

(7) 法人町民税の状況について

本町の法人町民税の調定額の推移は、図表 12・13 のとおりである。

均等割と法人税割の割合は、これまで概ね 6 : 4 で推移していたが、平成 27, 28 年度は、ほぼ 5 : 5 の割合となっている。特徴としては、均等割の納税義務者のうち 5 割弱が寮・保養所分であることが挙げられる。

〔図表 12〕 法人町民税調定額等の推移 (H21~28)

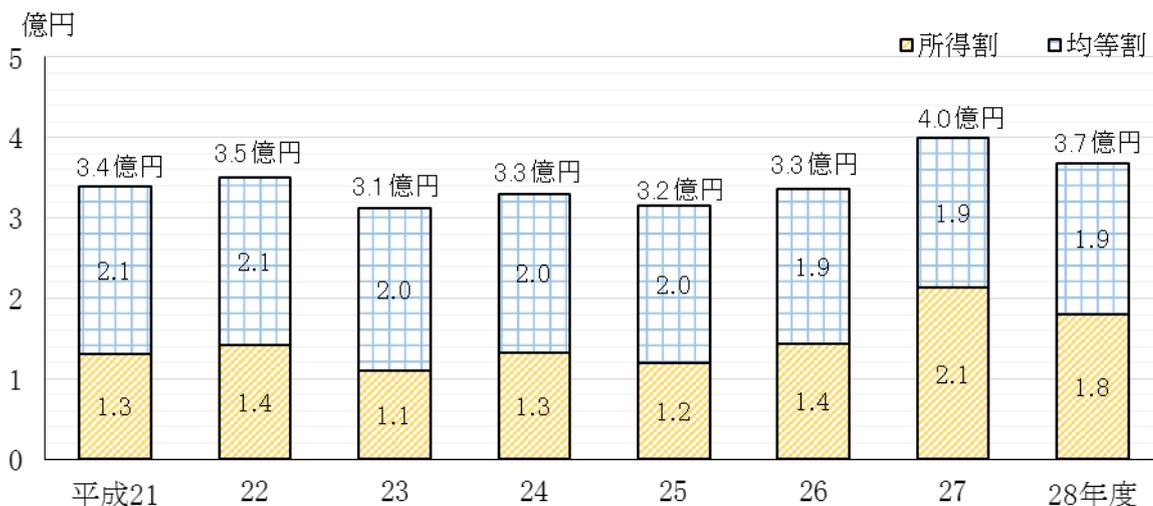
単位：億円・%・事業所

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
法人町民税	3.4	3.5	3.1	3.3	3.2	3.4	4.0	3.7
(増減率)	3.0	2.9	▲ 11.4	6.5	▲ 3.0	6.2	17.6	▲ 7.5
均等割	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
(増減率)	0.0	0.0	▲ 4.8	0.0	0.0	▲ 5.0	0.0	0.0
法人税割	1.3	1.4	1.1	1.3	1.2	1.4	2.1	1.8
(増減率)	8.3	7.7	▲ 21.4	18.2	▲ 7.7	16.7	50.0	▲ 14.3
納税義務者数	1,621	1,606	1,571	1,546	1,524	1,517	1,496	1,481
(増減数)	▲ 5	▲ 15	▲ 35	▲ 25	▲ 22	▲ 7	▲ 21	▲ 15
うち寮・保養所	768	757	732	714	695	689	679	671
(増減数)	▲ 3	▲ 11	▲ 25	▲ 18	▲ 19	▲ 6	▲ 10	▲ 8
うち事務所等	853	849	839	832	829	828	817	810
(増減数)	▲ 2	▲ 4	▲ 10	▲ 7	▲ 3	▲ 1	▲ 11	▲ 7

※納税義務者数は、法人均等割の納税義務者であるもの

出典：各年度決算概要・税務課資料

〔図表 13〕 法人町民税調定額の推移



また、区分別の納税義務者数は、図表 14 のとおり、1 号法人が約 6 割を占めており、次いで 3 号法人が約 2 割、7 号法人が約 1 割となっている。

〔図表 14〕法人町民税均等割の納税義務者の内訳

区分	資本金の額・従業員数	納税義務者数(構成比)
9号法人	50億超・50人超	6 (0.4)
8号法人	10億超50億以下・50人超	2 (0.1)
7号法人	10億超・50人以下	159 (10.7)
6号法人	1億超10億以下・50人超	9 (0.6)
5号法人	1億超10億以下・50人以下	110 (7.4)
4号法人	1千万超1億以下・50人超	18 (1.2)
3号法人	1千万超1億以下・50人以下	303 (20.5)
2号法人	1千万以下・50人超	5 (0.3)
1号法人	1千万以下・50人以下	869 (58.7)
計		1,481 (100.0)

出典：税務課資料（28年度調定ベース）

(イ) 本町の法人町民税の特徴

本町の法人町民税の特徴は、均等割における寮・保養所の数が多いほか、法人税割については一部の法人が、税額の大半を占めていることが挙げられる。

平成 21～28 年度の法人税割に占める上位 30 社、20 社、10 社の税額と割合は、図表 15 のとおりであるが、上位 30 社で税額の 8 割前後、上位 20 社で 7 割前後、上位 10 社で 6 割前後の税額を占めている。

さらに、図表 16 は各年度の上位 10 社の業種別内訳であるが、旅館・ホテル業や鉄道業・水運業など観光関係の事業者が多くを占めている。

〔図表 15〕法人町民税法人税割の税額と上位 10～30 社の推移

単位：億円・%

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
法人税割 税額計	1.3	1.4	1.1	1.3	1.2	1.4	2.1	1.8
うち上位30社	1.0	1.1	0.9	1.1	0.9	1.1	1.9	1.6
(割合)	78.7	80.1	83.6	83.1	78.2	79.7	87.1	86.5
うち上位20社	0.9	1.0	0.8	1.0	0.8	1.0	1.7	1.5
(割合)	72.1	72.8	76.9	75.6	69.9	71.5	81.2	82.6
うち上位10社	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8	1.5	1.3
(割合)	57.9	59.1	65.8	62.8	50.9	54.1	69.7	74.0

※税額は、現年度の調定額であり、割合は千円単の金額で算出している。

出典：税務課資料

〔図表 16〕 法人町民税法人税割の税額と上位 10 の業種別推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
税額計（上位10社）	0.8	0.8	0.7	0.8	0.6	0.8	1.5	1.3
1位	旅館・ホテル	鉄道業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	鉄道業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	飲食業
2位	旅館・ホテル	旅館・ホテル	鉄道業	鉄道業	旅館・ホテル	旅客運送業	旅館・ホテル	旅館・ホテル
3位	飲食業	旅館・ホテル	水運業	旅館・ホテル	水運業	飲食業	サービス業	サービス業
4位	水運業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	旅館・ホテル	旅館・ホテル	旅館・ホテル	飲食業	旅館・ホテル
5位	旅館・ホテル	旅館・ホテル	共済事業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	サービス業	旅館・ホテル	旅館・ホテル
6位	サービス業	旅館・ホテル	病院	共済事業	銀行	鉄道業	旅客運送業	銀行
7位	共済事業	銀行	旅館・ホテル	サービス業	旅館・ホテル	水運業	旅館・ホテル	銀行
8位	病院	サービス業	旅館・ホテル	銀行	サービス業	銀行	鉄道業	旅館・ホテル
9位	旅館・ホテル	旅館・ホテル	サービス業	不動産業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	水運業	旅館・ホテル
10位	旅館・ホテル	飲食業	サービス業	旅館・ホテル	飲食業	旅館・ホテル	旅館・ホテル	建設業

出典：税務課資料

(ウ) 法人町民税の税率について

本町では、均等割・所得割ともに標準税率で課税しているが、他団体の税率採用状況は、図表 17・18 のとおりで超過課税を採用している団体のうち制限税率まで課税している団体は、均等割で約 7 割、法人税割で約 9 割と多くを占めているのが特徴である。なお、県内では横浜市のみが均等割の超過課税を実施している。

〔図表 17〕 法人町民税均等割の税率採用状況

単位：円・団体

区分	税率区分（法第312条第1項）									人口区分				合計	
	第9号の法人	第8号の法人	第7号の法人	第6号の法人	第5号の法人	第4号の法人	第3号の法人	第2号の法人	第1号の法人	50万人以上	5万人以上50万人未満	5万人未満	町村		
標準税率未満	2,850,000	1,662,500	389,500	380,000	152,000	142,500	123,500	114,000	47,500	1				1	
標準税率	3,000,000	1,750,000	410,000	400,000	160,000	150,000	130,000	120,000	50,000	20	365	189	755	1,329	
超過税率	5号から9号まで	3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	150,000	130,000	120,000	50,000		2			2
	3号から9号まで	3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	120,000	50,000	1	1			2
	2号から9号まで	3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	132,000	50,000		1			1
		3,000,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	50,000		6			6
	1号から9号まで	3,270,000	1,907,500	446,900	436,000	174,400	163,500	141,700	130,800	54,500	1				1
		3,300,000	1,925,000	451,000	440,000	176,000	165,000	143,000	132,000	55,000		1		1	2
	全てが制限税率	3,600,000	2,100,000	492,000	480,000	192,000	180,000	156,000	144,000	60,000	5	122	74	172	373
小 計										7	133	74	173	387	
合併による不均一課税											1			1	
合 計										28	499	263	928	1,718	

※東京都特別区は含まないもの。

出典：市町村税の税率等に関する調を基に作成

〔図表 18〕 法人町民税法人税割の税率採用状況

区分		人口区分				合 計
		50万人以上	5万人以上50万人未満	5万人未満	町村	
標準税率	9.7	2	94	72	553	721
超過課税	10.1		1			1
	10.3				1	1
	10.4				4	4
	10.5		2	5	2	9
	10.6		1	2	4	7
	10.7		1			1
	10.8		1			1
	10.9		4	2	4	10
	11.0				1	1
	11.1		2		3	5
	11.3			1		1
	11.4		1	1	4	6
	11.5				1	1
	11.6				1	1
	11.9		3	2	10	15
	12.1		5	241	161	311
不均一課税※		21	148	17	29	215
小計		26	405	191	375	997
合計		28	499	263	928	1,718

出典：市町村税の税率等に関する調を基に作成

※資本金等の区分による不均一課税

なお、神奈川県内の市町村で法人税割の超過課税は実施しているのは 25 団体（都市 19 団体、町村 6 団体）であり、その全てが資本金等による不均一課税を行っているもの。

(I) 試算結果について

現在、超過課税を実施している団体の税率をもとに、制限税率まで課税した場合の増収額を試算した結果は、図表 19 のとおりである。

■採用した税率等

[均等割] 全ての区分で制限税率

[法人税割] 9.7%→12.1%

[図表 19] 法人町民税の超過課税実施した場合の試算結果

税率区分	採用税率等	増収見込額	備考
均等割	制限税率	38,806千円	※法人数はH28調定ベース
法人税割	制限税率	44,470千円	※課税標準額はH28調定ベース

③まとめ（見直しの条件）

- ・均等割は、5割弱が寮・保養所分であり、観光関係の財政需要に対する負担を特に法人事業者に求めるのであれば、導入は不可能ではないと考えられる。ただし、制限税率まで課税しても増収額は 40,000 千円弱と限られ、特に寮・保養所以外の納税義務者に均等割で負担を求める説明が必要であると考えられる。
- ・法人税割は、上位 30 社で税額の約 8 割を占めており、超過課税を実施した場合は、一部の法人へ負担が集中するため、負担の公平性の観点から問題があると考えられる。
- ・超過課税を実施する場合、これのみでは財源不足額を賄うこと難しく、豊岡市のように個人町民税や固定資産税の超過課税※をあわせて実施する必要がある。本町の場合、個人町民税は所得水準が低く負担を求めがたいことから固定資産税と法人町民税の超過課税を実施が想定される。
- ・この場合、固定資産税超過課税に加えて、さらに町民税で法人事業者のみに負担を求めるための合理的な理由を見出すことは困難であると考えられる。

※豊岡市の超過課税の状況は、13 頁のとおり。

(参考) 豊岡市の超過課税の状況

兵庫県豊岡市では、合併により旧豊岡市域で課税していた都市計画税を廃止し、固定資産税、個人市民税所得割、法人市民税均等割・法人税割の超過税率を導入したものの。

なお、超過課税は、全て市税条例の総則に規定しており、時限措置はないもの。

税 目	税率	超過税率	H27 超過課税 収入額(千円)	施行
1 固定資産税	1.5%	0.1%※1	340,422	H21.4.1
2 個人市民税所得割	6.1%	0.1%※2	49,723	H21.4.1
3 法人市民税均等割	制限税率	1.2 倍	43,854	H22.4.1※3
4 法人市民税法人税割	12.1%	2.4%	79,118	H22.4.1※3
計			513,117	

出典：豊岡市 HP・地方財政状況調査

※1…固定資産税の税率は、議会審議により市当局案 0.12%から 0.1%に引下げられた

※2…個人市民税所得割の税率は、議会審議により市当局案 0.15%から 0.1%に引下げられた

※3…法人市民税の施行時期は、議会審議により H21.4.1 から H22.4.1 となった

⇒審議経過は、別添「固定資産税・市民税の超過課税案の修正可決までの主な経過」のとおり

●本町と豊岡市と税構造について

全体に占める市町村民税と固定資産税の割合は、本町は、20%と 70%で約 9 割であるが、豊岡市の場合、40%と 50%で約 9 割であり、本町の固定資産税が占める割合が非常に高いことがわかる。

なお、この差は個人所得割の割合が、本町 11.7%、豊岡市が 30.7%であることが主な要因である。

・平成 27 年度決算における主な税収と割合

単位：千円

税 目	箱根町	豊岡市
市町村民税	1,137,545 (19.1%)	3,992,472 (39.4%)
うち個人所得割	697,464 (11.7%)	3,113,913 (30.7%)
固定資産税	4,052,924 (67.9%)	5,200,573 (51.3%)
入湯税	591,019 (9.9%)	138,204 (1.4%)
その他	186,212 (3.1%)	809,291 (7.9%)
合計	5,967,700 (100.0%)	10,140,540 (100.0%)

出典：地方財政状況調査

法定税以外の財源確保策の導入状況と今後の検討の方向性について

これまで検討してきた法定税以外の財源確保策として、他団体の導入事例をもとに法定外税と協力金について調査し、今後の検討対象について整理したものを。

1 法定外税の概要と法定外税・協力金の導入状況

法定外税の概要は別紙 1、法定外税・協力金の導入状況は別紙 2 のとおり。

2 今後の検討対象について

本町で財源確保策として法定外税や協力金を導入する場合、観光客等からの負担が想定されるが、財源不足の状況を考慮し、『一定期間内に導入可能で、かつ一定規模の税収が見込まれる』観光客等が行う行為（入湯行為を除く）を今後の検討対象とするもの。

No.	行為の種類	先進事例	導入団体	検討対象	理由
1	宿 泊	宿泊税	東京都・大阪府	○	
2	別荘利用	別荘等所有税	熱海市	○	
3	駐 車	乗鞍環境保全税	岐阜県	△	町内の駐車場には、有料、無料など様々な形態の駐車場があり、特定の駐車場への課税になるため、財源の規模は限定される
		歴史と文化の環境税	太宰府市		
4	一部区域への入域	空港連絡橋利用税	泉佐野市	×	アクションプランの推進項目（すすき草原駐車場協力金）で検討することとなり、財源の規模も限定されるため
		富士山保全協力金	山梨県、静岡県		
		伊吹山入山協力金	伊吹山自然再生協議会		
		屋久島山岳部環境保全協力金	屋久島町		
5	入域（入町）	環境協力税	沖縄県 伊是名村他 2 村	×	<ul style="list-style-type: none"> 先進事例は、限られた交通手段での入村行為に対する課税であり本町の場合、公共交通機関（電車、バス）、自動車、徒歩等多様な入域手段があり同様の考え方で導入は困難 自動車は、鎌倉市で実証実験を予定しているロードプライシングの手法が実用化されれば検討可能（別紙3）
7	観光施設への入場	なし	—	×	他団体での導入事例がなく、既存税と重複せずに課税が可能かの検討からはじめる必要があり、長期間の検討を要する
8	飲食・おみやげ購入	なし	—	×	
9	遊漁	遊漁税	富士河口湖町	×	財源の規模がごく小規模なため
10	開発行為	開発事業等緑化負担税	箕面市	△	本町の開発行為は大半が観光に関わるもののため課税が可能であるが、一時的な負担であり財源の規模が限定される

法定外税の新設等の手続

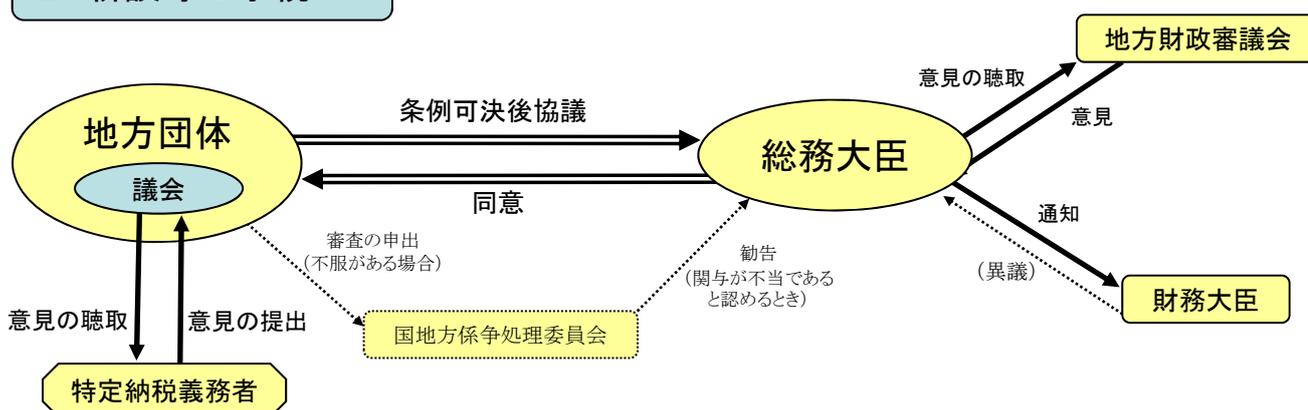
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る収税割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

法定外税の状況

(平成29年4月1日現在)

平成27年度決算額 517億円 (地方税収額に占める割合0.13%)

1 法定外普通税

(平成27年度決算額)

[単位：億円]

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	10
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、 鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	180
核燃料等取扱税	茨城県	12
核燃料物質等取扱税	青森県	194
計	13件	397

[市区町村]

別荘等所有税	熱海市 (静岡県)	5
砂利採取税	山北町 (神奈川県)	0.04
歴史と文化の環境税	太宰府市 (福岡県)	0.8
使用済核燃料税	薩摩川内市 (鹿児島県)	4
狭小住戸集合住宅税	豊島区 (東京都)	4
空港連絡橋利用税	泉佐野市 (大阪府)	4
計	6件	18

[合計] 19件 415

2 法定外目的税

[都道府県]

産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、 岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、 山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、 佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、 熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、 山形県、愛媛県	68
宿泊税	東京都、大阪府	21 (*2)
乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
計	30件	89

[市区町村]

山砂利採取税	城陽市 (京都府) H28.5.31失効	0.2
遊漁税	富士河口湖町 (山梨県)	0.1
環境未来税	北九州市 (福岡県)	6
使用済核燃料税	柏崎市 (新潟県)、玄海町 (佐賀県)	6 (*2)
環境協力税	伊是名村 (沖縄県)、伊平屋村 (沖縄県) 渡嘉敷村 (沖縄県)	0.2
開発事業等緑化負担税	箕面市 (大阪府)	— (*2)
計	8件(*3)	13 (*2)

[合計] 38件(*3) 102 (*2)

- *1 産業廃棄物処理税 (岡山県)、産業廃棄物物理立税 (広島県)、産業廃棄物処分場税 (鳥取県)、産業廃棄物減量税 (島根県)、循環資源利用促進税 (北海道) など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。
- *2 開発事業等緑化負担税 (大阪府箕面市 平成28年7月1日条例施行)、宿泊税 (大阪府 平成29年1月1日条例施行) 及び使用済核燃料税 (佐賀県玄海町 平成29年4月1日条例施行) は平成27年度の決算額がないため、含んでいない。
- *3 上記一覧中、平成29年4月1日現在、条例失効のものは含んでいない。
- *4 端数処理のため、計が一致しない。

法定外税等の他団体の導入状況

(法定外普通税)

No.	税目	団体名	課税客体	税収の 用途	課税 標準	納税 義務者	徴収 方法	税率	税収 27決算 (百万円)	施行日 (直近の施行)
1	別荘等所有 税	静岡県 熱海市	別荘等の 所有者	—	別荘等 の延面 積	所有者	普通 徴収	650円/㎡ (年間)	542	S51.4.1 (H28.3.31)
2	歴史と文化の 環境税	福岡県 太宰府市	有料駐車 場に駐車 する行為	—	有料駐 車場に 駐車す る台数	有料 駐車場 利用者	特別 徴収	二輪車(自動車 を除く)…50円 乗車定員10人 以下の自動車… 100円 乗車定員10人超 29人以下の自動 車…300円 乗車定員29人超 の自動車…500 円	81	H15.5.23 (H27.5.23)
3	空港連絡橋 利用税	大阪府 泉佐野市	関西国際 空港連絡 橋を自動 車で通行 して空港 を利用す る行為	—	関西空 港連絡 橋を自 動車で 通行す る回数	通行料 金を支 払う者	特別 徴収	1往復につき100円	390	H25.3.30

(法定外目的税)

No.	税目	団体名	課税客体	税収の 用途	課税 標準	納税 義務者	徴収 方法	税率	税収 27決算 (百万円)	施行日
1	宿泊税	東京都	ホテル又 は旅館へ の宿泊	国際観光都 市東京の魅力 を高めるとも に、観光の振 興を図る施策 に要する費用	ホテル 又は旅 館への 宿泊数	ホテル 又は旅 館の宿 泊者	特別 徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円以上15千 円未満…100円 15千円以上… 200円	2,076	H14.10.1
2	宿泊税	大阪府	ホテル又 は旅館へ の宿泊	大阪が世界有 数の国際観光 都市として発 展していくこと を目指し、都 市の魅力を高 めるとともに観 光の振興を図 る施策に要す る費用	ホテル 又は旅 館への 宿泊数	ホテル 又は旅 館の宿 泊者	特別 徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円以上15千 円未満…100円 15千円以上20千 円未満…200円 20千円以上… 300円	1,090 (平年度 見込額)	H29.1.1

(法定外目的税)

No.	税目	団体名	課税客体	税収の 用途	課税 標準	納税 義務者	徴収 方法	税率	税収 27決算 (百万円)	施行日
3	乗鞍環境保 全税	岐阜県	乗鞍鶴ヶ 池駐車場 へ自動車 を運転し 自ら入り 込む行為 又は他人 を入り込 ませる行 為	乗鞍地域の 自然環境の 保全に係る 施策に要す る費用	乗鞍 鶴ヶ池 駐車場に 自動車 で進入す る回数	乗鞍 鶴ヶ池 駐車場へ 入り込む 自動車を 運転する 者	特別 徴収 ※ シャトル バス・路 線バス等 は、毎 月の申 告納付	○乗車定員が30 人以上の自動車 ・一般乗合用バス 以外…3,000円/ 回 ・一般乗合用バス …2,000円/回 ○乗車定員が11 人以上29人下 の自動車…1,500 円/回 ○乗車定員が10 人以下の自動車 …300円/回	14	H15.4.1
4	遊漁税	山梨県 富士河口 湖町	河口湖で の遊漁行 為	河口湖及びそ の周辺地域に おける環境の 保全、環境の 美化及び施設 の整備の費用	遊漁行 為を行う 日数	遊漁行 為を行う 者	特別 徴収	1人1日 200円	8	H13.7.1
5	環境協力税	沖縄県 伊是名村	旅客船、 飛行機等 により伊是 名村へ入 域する行 為	環境の美化、 環境の保全及 び観光施設の 維持管理に要 する費用	旅客 船、飛 行機等 により伊 是名村 へ入域 する回 数	旅客 船、飛 行機等 により伊 是名村 へ入域 する者	特別 徴収	1回の入域につき 100円(障害者、 高校生以下は課 税免除)	5	H17.4.25
6	環境協力税	沖縄県 伊平屋村	旅客船等 により伊平 屋村へ入 域する行 為	環境の美化、 環境の保全及 び観光施設の 維持管理に要 する費用	旅客船 等により 伊平屋 村へ入 域する 回数	旅客船 等により 伊平屋 村へ入 域する 者	特別 徴収	1回の入域につき 100円(障害者、 高校生以下は課 税免除)	3	H20.7.1
7	環境協力税	沖縄県 渡嘉敷村	旅客船等 又はヘリ コプター により渡 嘉敷村へ 入域する 行為	環境の美化、 環境の保全及 び観光施設の 維持管理に要 する費用	旅客船 等又は ヘリコ プター により 渡嘉敷 村へ入 域する 回数	旅客船 等又は ヘリコ プター により 渡嘉敷 村へ入 域する 者	特別 徴収	1回の入域につき 100円(障害者、 中校生以下は課 税免除)	12	H23.4.1
9	開発事業等 緑化負担税	大阪府箕 面市	事業とし て行う開 発行為等	良好な自然環 境や住環境を はじめとする 都市環境の維 持、保全及び 向上に要する もの	※1	開発行 為等を行 う事業 者	申告 納付	250円/㎡	30 平年度 見込額	H28.7.1

※1 開発行為等の行われる土地の面積に0.9を乗じて得た値に、当該土地に係る建築基準法の規定による建築物の容積率の最高限度の数値を乗じて得た面積

入山料(寄付金)

No.	名称	団体名	収入の使途	対象者	納付方法	協力金額	税込 27決算 (百万円)	導入時期
1	富士山保全 協力金	山梨県、 静岡県	富士山の環境保全、富士山に係る情報提供、富士山の登山者の安全対策その他富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承等に関する事業に要する費用	五合目から山頂を目指す登山者	現地徴収、インターネット、コンビニ払い等	1,000円(任意)	115	26年度 ※25年7,8 に社会実験
2	伊吹山入山 協力金	伊吹山自然再生協議会(事務局:滋賀県、米原市)	貴重な植生の保全、登山者へのより質の高いサービス提供その他伊吹山の貴重な自然環境の未来への世代への継承等に関する費用	登山者	協力金箱の設置、収受員の配置(土、日、祝日及び夏休み期間)	300円(任意)	12	27年5月から ※26年5月 から試験 導入
3	屋久島山岳 部環境保全 協力金	鹿児島県 屋久島町	世界遺産地域をはじめとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と、安心して安全な自然体験の環境整備を行うことを目的とする	山岳地域に入山しようとする者及びこの制度に賛同する者	現地徴収、交通機関の車賃に併せた収納、その他振込等による収納	日帰り利用者 1,000円 山中で宿泊する 利用者2,000円	—	29.3.1 協力金条 例施行日

ICT・AIを活用した観光渋滞対策

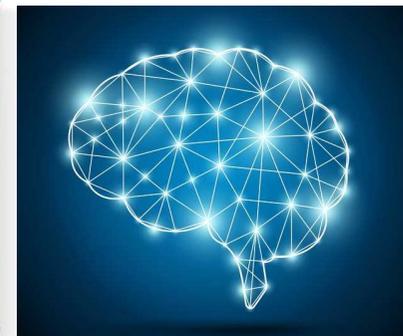
- 観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、警察や観光部局とも連携しながら、エリアプライシングを含む交通需要制御などの エリア観光渋滞対策の実験・実装を推進・支援。

革新的な技術



ICT

- ETC2.0、高度化光ビーコン、AIカメラ等で人や車の動きを収集
- AIの分析・予測結果に基づき人や車の流れを最適化



AI

- 過去の渋滞発生履歴をAIが学習・分析
- 交通の変化をAIが判断し渋滞発生を予測

ビッグデータ(観光客・車・公共交通等)

エリアマネジメント

観光交通イノベーション地域



交通需要マネジメント(TDM)

信号制御、交通規制等

道路空間の再編

等

ICT・AIを活用した観光渋滞対策 提案概要（神奈川県鎌倉市）

地域の課題

■地域や観光特性

- ・鎌倉市は日本初の武家政権が開かれた古都として中世の道路網を踏襲した都市構造をもつ
- ・入込観光客数は25年度以降2,000万人を超える状況
- ・面積(km²)当たりの入込観光客数が約56万人であり、他の観光地と比較し狭い地域に観光客が集中



	入込観光客数 (千人)		面積 (km ²)	面積当たりの入込観光客数 (人)
	A	B		
鎌倉市	21,956	39.53	555,426	
京都市	55,636	827.90	67,201	
奈良市	14,143	276.84	51,087	
日光市	10,745	1,449.83	7,411	
横浜市	44,257	435.21	101,691	
箱根町	21,190	92.82	228,291	



■観光渋滞特性

- ・鎌倉市の観光拠点である鎌倉地域では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生



※平成28年で鎌倉地域内の主要な道路が最も渋滞・混雑していた日のMCS状況を掲載しています。なお、渋滞情報を取得できる区間は限られているため、渋滞表示がなし区間について、必ずしも現地で渋滞が発生していなかったことを示すものではありません。

これまでの取組

○鎌倉市交通計画研究会(平成8年度設置)

- ・市民、学識経験者、交通事業者、関係行政機関等で構成し、地域の交通問題の改善に係る20の施策を提案し、実施可能なものから順次実施
- ・H27年度からは、「(仮称)鎌倉ロードプライシング」に係る特別委員会を設置し、課題等について議論

○パークアンドライド(平成13年度より実施)

- ・鎌倉地域周辺の所定駐車場(4箇所)で公共交通機関(江ノ電、シャトルバスなど)への乗り換えを実施(利用促進策として協賛店での料金の割引やサービスを実施)

○鎌倉フリー環境手形(平成13年度より実施)

- ・鎌倉地域の主要観光地をカバーする5路線のバスと江ノ電の鎌倉駅～長谷駅間が1日乗降自由になる切符を販売(利用促進策として協賛店や神社等で割引等を実施)

今後の取組方針

- ・「第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画後期実施計画(H29～H31)」に基づき、今年度は都市計画道路の整備や自動車利用の抑制策等を踏まえた交通シミュレーションを実施し、平成31年度には「(仮称)鎌倉ロードプライシング」の社会実験を実施予定
- ・今回の社会実験では、鎌倉地域への主要な出入口において交通流入台数や通過交通量、ETC装着率の把握、AIカメラなどによる人や車の移動モード・回遊の把握を提案
- ・調査結果をロードプライシングの社会実験に繋げていく方針

(仮称)鎌倉ロードプライシングの概要とシステムイメージ



課金箇所等の場所は決定したものではありません。今後詳細を検討する

出典「鎌倉地域の地区交通計画策定に向けた中間取りまとめ(H27.3)」より抜粋

法定外税（別荘等所有税と宿泊税）の検討結果

1 はじめに

次期財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 1）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、法定外税について検討したものを。

2 検討対象

『別荘等所有税』、『宿泊税』

（理由）

- 平成 29 年度第 5 回行財政改革有識者会議において、法定税以外の財源確保策の今後の検討対象について説明した結果、今後の財源不足の状況を考慮し、『一定期間内に導入可能で、かつ一定規模の税収等が見込まれる』観光客等が行う行為を今後の検討対象とすることとし、入湯行為を除いた行為として、「別荘利用」と「宿泊」について具体的な検討を行うこととなったため。

〔図表 1〕（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定 外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	－※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	－※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により用途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

3 検討結果

(1) 別荘等所有税

①別荘等所有税の概要

リゾートマンションや別荘地の建設に伴いごみ処理や消防はしご車、上下水道の整備など行政需要の増大に対処するため、非居住者にも固定資産税・都市計画税・市県民税の均等割以外にも住民税に代わる負担をしてもらうための法定外普通税であり、静岡県熱海市で昭和51年度から実施している。その概要は図表2のとおりである。

〔図表2〕別荘等所有税の概要

項目	内容
1 種別	法定外普通税
2 課税客体	別荘等の所有
3 課税標準	別荘等の延べ床面積 (区分所有の家屋の共有部分は、按分した床面積を含む。)
4 納税義務者	次に掲げる家屋又はその部分を所有する者 ① 通常自己及び自己と生計を一にする親族が主として保養の目的で所有するもの。 ② 他の者に対して主としてその者の保養の用に供するため貸付ける目的で所有するもの。 ③ 寮、宿泊所、保養所その他これらに類する施設（旅館業法に定める旅館業の用に供するもの等を除く。）の用に供するもの。
5 税率	床面積1平方メートルにつき650円
6 徴収方法	普通徴収
7 税収規模	平成28年度 532百万円 平成27年度 542百万円 平成26年度 556百万円
8 施行日	昭和51年4月1日（5年毎・9回更新）

出典：熱海市ホームページ

②検討結果

(7) 課題の抽出

実施に向けた課題を抽出するために、「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成15年11月11日付け総務省税務局長通知）」や京都市など他団体の検討事例をもとに、検討を行った結果は、図表3のとおりである。

〔図表 3〕 別荘等所有税に関する課題の検討結果

論 点		検討結果
政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか	税を手段とすることがふさわしいものであるか。 税以外により適切な手段がないなどについて十分検討が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税、家屋敷課税に加えて、別荘等の所有者のみ、更に課税する根拠を見出すのが困難と考えられる。 熱海市の別荘等の増加に係る行政需要のためという目的は、そのまま本町の導入理由にできず、他の理由を考える必要がある。
	その税収入を必要とする財政需要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 町民以外の行政需要は、観光振興以外に消防、ごみ処理、町道や下水道の整備などが考えられるが、別荘等所有者のみに係る行政需要を区分することは困難である。 一方で私道（大規模な分譲道路）の町道化や除雪など新たに町の負担が増える（求められる）可能性が高い。
課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか	課税客体（納税義務者）を定義できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化や地方創生の一環として 2 地域居住を推進している現状があるなかで、新たに課税する場合、<u>どのような所有・利用形態の家屋を別荘と定義するか、</u>詳細な検討が必要である。 固定資産税（土地）の課税上は、<u>毎月 1 日以上居住すれば別荘に該当しないので、これを踏まえた定義が必要である。</u>（H10 見直し）
	徴収方法・課税期間について、検討が行われているか。	熱海市と同様の徴収方法・課税期間であれば問題ない。
	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか。	熱海市で課税対象としていない会員制リゾートホテルは、公平性の観点から課税が可能か検討の必要がある。
課税客体に担税力があるか	その税収入を確保できる税源があるか	家屋敷課税の納税義務者（約 4,000 人）からすると一定規模の税源は確保できる。
納税者への説明ができるか	納税者を含む関係者への十分な説明を行えるか	固定資産税納税義務者の一部であり説明可能と考えられる。
	特定納税義務者からの意見聴取を行う必要があるか	必要なし。
徴税費が割高にならないか	課税客体の把握にどれだけの行政コストがかかるか	熱海市は、現状、専任職員 1 名・システムなしで賦課徴収を行っているため、当初の国協議及び賦課以降はさほど行政コストはかからないと思われる。

(イ) 課題の検討

図表 3 における課題の検討結果のうち、実施に向けて最も問題となるのが、『課税客体（納税義務者）を定義できるか』であると考えられるため、この点について詳細に検討を行った。

■熱海市の納税義務者について

熱海市別荘等所有税条例（抄）

（納税義務者等）

第 2 条 別荘等所有税は、次の各号に掲げる家屋又はその部分(以下「別荘等」という。)に対し、その所有者に課する。

- (1) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋又はその部分で、主として保養の用に供する目的で所有するもの
 - (2) 他の者(自己と生計を一にする親族を除く。)に対して主としてその者の保養の用に供するため貸し付ける目的で所有する家屋又はその部分
 - (3) 寮、宿泊所、保養所その他これらに類する施設(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定する旅館業の用に供するもの又は従業員の居住の用に供するものを除く。)の用に供する家屋又はその部分
- 2 前項の所有者とは、登記簿又は法第 341 条第 13 号に規定する家屋補充課税台帳に所有者(区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第 2 条第 2 項の区分所有者とする。以下同じ。)として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている次条の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該別荘等を現に所有している者をいうものとする。

↓

具体の対象

- ①熱海市に 1 月 1 日現在、家屋を所有しており、且つ住民登録・住民税申告の無い所有者
- ②他人に家屋を貸付けている所有者（賃借人が 1 月 1 日現在、熱海市に住民登録・住民税申告の無い場合）
- ③旅館業法の許可を受けていない寮、保養所等

■本町の検討結果

現状、熱海市の納税義務者と同様の試算は困難であるため、簡便的に対象者を試算した結果は、図表 4 のとおりである。

○試算条件

- ・固定資産税課税台帳（家屋）上の現況種別が「木造専用住宅」又は「非木造住宅・アパート」であること。
- ・固定資産税課税台帳（家屋）上の現況用途が「居宅」であること。（旅館、保養所、リゾートマンション等は含まない）
- ・所有者は、固定資産税課税台帳に登録された住所で町内外を区別した。
- ・上記をもとに対象数を抽出した。ただし、非課税の家屋は除く。

〔図表 4〕別荘等所有税の対象と試算結果

登記住所	所有者	所有者数		棟数		床面積 (㎡)		別荘等所有税 試算(百万円)
			割合(%)		割合(%)		割合(%)	
町外	個人	4,684	45.5	4,994	31.3	443,710	16.1	288
	法人	1,413	13.7	1,786	11.2	191,110	6.9	124
	計	6,097	59.2	6,780	42.5	634,820	23.1	412
家屋全体※		10,292	100	15,970	100	2,750,240	100	—

出典：税務課資料を基に作成

※家屋全体は、町内に所在する全家屋の所有者数、棟数、床面積である。

また、平成 10 年度に固定資産税における別荘概念の取扱いが改正（月 1 日以上利用していれば別荘に該当しない）されており、本町におけるその特例措置の適用状況は、図表 5 のとおりである。

○試算条件

- ・固定資産税課税台帳（土地）上の現況地目が「宅地」であること。
- ・住宅用地率が 0 % でないものを対象とし、併用住宅の底地も含めた。
- ・上記のうち住宅用地に対する課税標準の特例の対象を抽出した。
- ・所有者は、固定資産税課税台帳に登録された住所で町内外を区別した。
- ・非課税の土地は除く。

〔図表 5〕固定資産税（土地）の特例措置の適用状況

登記住所	所有者	所有者数		筆数	
			割合		割合
町外	個人	744	12.7	1,272	9.9
	法人	72	1.2	252	2
	計	816	13.9	1,524	11.9
宅地全体※		5,868	100	12,860	100

※ 宅地全体は、町内に所在する宅地の所有者及び筆数である。

出典：税務課資料を基に作成

（参考）固定資産税上の別荘概念との関係（熱海市 別荘等所有税 Q&A）

【質問】別荘概念の改正に伴い月 1 回以上利用すれば別荘等所有税は課税されないと思うが？

【回答】別荘概念の改正に伴い、毎月 1 回以上利用していれば別荘として認定されないこととなりましたが、これはあくまでも固定資産税の認定のため、別荘等所有税は住民票と税申告のない方には課税されます。

③ まとめ

別荘等所有税について、課題を抽出するとともに、その中で最も課題となる納税義務者の扱いについても検討した結果、次の理由により、熱海市と同様の制度での導入は困難であると考えられる。

(導入が困難な理由)

- ・納税義務者の定義については、本町の場合、固定資産税の土地所有者の1割以上が、別荘扱いではない住宅用地の特例措置を受けている実態がある中で、熱海市のように固定資産税と別荘等所有税の課税標準が異なることを根拠に導入することができるかは、慎重な判断が必要である。
- ・現状、ライフスタイルの変化や地方創生の一環として2地域居住が推進されており、さらに今後は相続による住宅取得の増加により居住世帯のない住宅の増加が見込まれ、ますます住宅の所有目的や利用形態ごとの数の把握が難しくなるなかで、新たに別荘を定義するのは、非常に困難であると考えられる。
- ・この他、導入目的については、本町では、別荘等所有者にのみ係る行政需要を把握することが困難であり、導入により私道の町道化や除排雪箇所の増など更なる負担も想定される。
- ・また、課税の公平性についても、熱海市では会員制リゾートホテルは対象外としており、導入にあたっては、これを別荘等に含められるかについても慎重な検討が必要なことを考えると、導入は困難であると考えられる。

(2) 宿泊税

東京都、大阪府においては、ともに法定外目的税としてホテル・旅館等の宿泊者を対象に宿泊税を課し、その税収を、都市の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てている。

また、京都市では平成30年10月に宿泊税の施行が予定されており、この他、宿泊税創設の検討は、複数の地方公共団体において進められている。

既に実施している東京都、大阪府とともに実施予定の京都市の宿泊税の概要は、図表6のとおりである。

〔図表6〕 宿泊税の概要

項目	内容						
1 団体名	東京都	大阪府	京都市				
2 種別	法定外目的税						
3 目的等	国際都市東京の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際観光文化都市としての魅力高め、観光の振興を図る				
4 課税客体	<p>ホテル又は旅館等への宿泊</p> <p>※ ホテル又は旅館とは、旅館業法で規定するホテル営業又は旅館営業の許可を受けて営業を行う施設をいう。</p> <p>※ 宿泊とは、旅館業法で規定する寝具を使用してホテル又は旅館を利用する行為をいう。</p> <p>※ 大阪府では、平成29年7月1日から課税対象施設に簡易宿所及び特区民泊を加えている。</p> <p>※ 京都市では、ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、住宅宿泊事業法に基づく民泊も対象としている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">宿泊料金に含まれるもの</td> <td>素泊まりの料金 素泊まりの料金に係るサービス料</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金に含まれないもの</td> <td>消費税等に相当する金額 宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話代等）</td> </tr> </table>			宿泊料金に含まれるもの	素泊まりの料金 素泊まりの料金に係るサービス料	宿泊料金に含まれないもの	消費税等に相当する金額 宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話代等）
宿泊料金に含まれるもの	素泊まりの料金 素泊まりの料金に係るサービス料						
宿泊料金に含まれないもの	消費税等に相当する金額 宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話代等）						
5 課税標準	ホテル又は旅館等への宿泊数						
6 納税義務者	ホテル又は旅館等の宿泊者						
7 税率	<p>1人1泊について</p> <p>10千円以上15千円未満 100円</p> <p>15千円以上 200円</p>	<p>1人1泊について</p> <p>10千円以上15千円未満 100円</p> <p>15千円以上20千円未満 200円</p> <p>20千円以上 300円</p>	<p>1人1泊について</p> <p>20千円未満 200円</p> <p>20千円以上50千円未満 500円</p> <p>50千円以上 1,000円</p>				
8 徴収方法	<p>特別徴収</p> <p>特別徴収義務者：ホテル又は旅館の経営者</p>	<p>特別徴収</p> <p>特別徴収義務者：宿泊施設の経営者及び特区民泊の事業者</p>	<p>特別徴収</p> <p>特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む方</p>				

項 目	内 容		
9 税込規模	28年度 22.2億円 27年度 20.8億円 26年度 16.2億円	平年度：約10億円	初年度：19億円 平年度45.6億円
10 税込の使途	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国人旅行者誘致の新たな展開（SNSなど多様な媒体を活用した情報発信等） (2) 魅力を高める観光資源の開発（外国人旅行者誘致に向けた観光資源開発等） (3) 受入環境の充実（道路・交通機関等における案内サインの多言語化等） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受入れ環境整備の推進（旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化等） (2) 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進（魅力溢れる観光資源づくり等） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 (2) 入浴客の増加など観光を取り巻く情勢の変化に対する受入れ環境の整備 (3) 京都の魅力の国内外への情報発信の強化
11 施行日	平成14年10月1日 条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。	平成29年1月1日 条例施行後5年ごとに、施策の効果、条例の施行状況等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。	平成30年10月1日 条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加える。

出典：東京都、大阪府、京都市のホームページ

②検討結果

(7) 課題の抽出

実施に向けた課題を抽出するために、「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成 15 年 11 月 11 日付け総務省税務局長通知）」や京都市など他団体の検討事例をもとに、検討を行った結果は、図表 7 のとおりである。

〔図表 7〕 宿泊税に関する課題の検討結果

論 点		検討結果
政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか	税を手段とすることがふさわしいものであるか。 税以外により適切な手段がないなどについて十分検討が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドなど新たな観光客受入経費に対して観光客に負担を求めることは、一定の合理性があると考えられる。 ・温泉がない宿泊施設や民泊施設を新たに対象にできる一方、入湯税の徴収対象である宿泊施設の利用者はさらに負担が増す。
	その税収入を必要とする財政需要があるか	町民以外の行政需要は、観光振興以外に消防、ごみ処理、町道や下水道の整備などが考えられるが、 <u>入湯税+宿泊税が、財政需要をオーバーフローしないよう検討が必要である。</u>
課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか	課税客体（納税義務者）を定義できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法及び住宅宿泊事業法の対象施設は、定義が可能である。 ・免税点の扱いにより、対象施設が変わるので、線引きの検討が必要である。
	徴収方法・課税期間について、検討が行われているか。	入湯税対象施設は、現状で特別徴収義務者であり問題ないが、新たな施設のうち特に民泊施設からの徴収が課題と考えられる。
	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで負担のなかった観光客からも負担を求めることができるが、日帰り観光客は対象外なので、その説明が必要となる。 ・温泉がある宿泊施設の場合、入湯税、宿泊税の 2 つが課税されることとなるため、その説明が必要である。
課税客体に担税力があるか	その税収入を確保できる税源があるか。	宿泊者なので担税力があると考えられ、年間宿泊者数（約 450 万人）おり、税源確保が可能である。
納税者への説明ができるか	納税者を含む関係者への十分な説明を行えるか	観光客に対し広く周知する必要がある。
	特定納税義務者からの意見聴取を行う必要があるか	必要なし。
徴税費が割高にならないか	課税客体の把握にどれだけの行政コストがかかるか	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税対象施設は、さらに、どの程度徴収経費がかかるか確認する必要がある。 ・新規施設（民泊含む）には、徴収経費等への補助が一定期間必要であると考えられる

(イ) 課題の検討

課題の検討結果のうち、実施に向けて最も問題となるのが、『使途の問題』と考えられるため、この点について、詳細に検討を行ったもの。

■本町の使途の状況について

観光関係に係る経費の使途については、第 4 回有識者会議において入湯税の検討結果について説明を行ったが、図表 8 のとおり、現状、「観光の振興」と「観光施設の整備」は、100%入湯税を財源としており、「環境衛生施設の整備」で約 1.5 億円の対象歳出の残がある。

ただし、観光関係の支出に対する財源については、入湯税やふるさと納税に加え平成 29 年度からごみ処理手数料も改定しており使途が重複する部分があるため、宿泊税の導入にあたっては、歳出面（使途）の検討が必要となる（図表 9）。

〔図表 8〕入湯税の主な使途と充当状況

単位：百万円

項目	主な使途	事業費	特定財源	一般財源		一般財源の残	
				入湯税	構成比		
観光の振興	町観光協会補助金、 地域観光行事特別助成事業	215	42	173	173	25.2%	0
観光施設の整備	公衆便所整備事業、 観光街路灯整備補助金交付事業	99	14	85	85	12.4%	0
環境衛生施設の整備	下水道線出金、 清掃第 17 号プラント施設維持管理事業	563	0	563	412	60.1%	151
消防施設の整備	救急業務高度化推進事業、 消防施設等整備事業	73	51	22	16	2.3%	0
計		950	107	843	686	100.0%	151

出典：28年度決算概要・財務課資料

〔図表 9〕入湯税及び関連財源の使途比較

項目	財源区分	入湯税					ごみ ごみ処理施設の 管理運営	ふるさと納税						
		観光振興に要する費用	観光施設の整備	環境衛生施設の整備	消防施設の整備	鉱泉源の保護管理		魅力ある観光地づくり	環境の確保整備	快適で安全、安心な生活	健康で生き生きと暮らす	学校教育の充実	子育て支援や	その他（使い道の制限なし）
入湯税	目的税	●	●	●	●									
ふるさと納税	寄付金	○	○	○	○		●	●	●	●	●	●	●	
ごみ処理手数料	特定財源			●			●							
固定資産税超過課税	普通税												●	

(凡例) ●…本町の対象項目、○…入湯税とふるさと納税の重複項目 [H27, 28年度の充当状況から判断したもの]

■ 今後の使途の見込みについて

第 4 回有識者会議における入湯税の充当対象事業費の見込みに加えて、平成 29 年度当初予算全体における財源の充当状況を調査【※】した。

【※】「別添 1 入湯税の充当対象事業費の見込み(平成 30～35 年度)」のとおり。

「別添 2 平成 29 年度当初予算における財源の充当状況について」のとおり。

(調査方法)

・ 事業費の純粋一般財源の算出【第 4 回有識者会議資料】

一般財源は、本来、使途が自由であるが、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金（8%への引き上げ分）のように一部は目的財源として扱っているため、これらを控除した『純粋一般財源』を算出したもの。

・ 入湯税引き上げの可能性検討【第 4 回有識者会議資料】

算出した純粋一般財源に入湯税を上げた場合、過剰にならないかなど影響について検討したもの。

↓

・ 予算全体の財源の充当状況の調査【今回調査】

これまでの調査結果（事業費のみ）では、充当が不可能であるため、平成 29 年度当初予算をもとに新たに人件費や経常経費を含めて同様の調査を実施した。

(調査結果)

- 平成 29 年度予算における、事業費の純粋一般財源 11.6 億円のうち、繰出金 約 5 億円、ごみ・し尿関係 約 1.8 億円、総務費の内部管理費分約 0.4 億円であり、これらを差引いた残額は約 4 億円しかない。
- このため、宿泊税などの新税を導入する場合、事業費のごく一部にしか充当できないため、新たな観光客受入関係経費（観光施策の充実）だけでなく、既存の観光振興や消防力の維持に要する経費（観光施策の維持）も充当対象とするような仕組みとする必要がある。

(参考 1) 本町の宿泊者数の推移と宿泊税の試算結果

年	観光客総数	宿泊客数		宿泊税試算額 (百万円)
		日帰り客数	宿泊客数	
24	19,438,000	14,806,049	4,631,951	926
25	20,857,000	16,140,064	4,716,936	943
26	21,190,000	16,583,249	4,606,751	921
27	17,376,000	13,710,769	3,665,231	733
28	19,565,000	15,226,176	4,338,824	868

出典：観光客実態調査報告書

※宿泊税の試算は、「京都市宿泊税（20千円以下200円）」をもとに算出した。

(参考2) 他市町村における宿泊税の検討状況と入湯税決算額

団体名	検討時期	検討段階	(参考)H28 入湯税決算額
京都市	H28.8～	H30.10施行予定(総務省協議済)	109百万円
金沢市	H29.5～	宿泊税条例案上程(H30.3議会)	32百万円
北海道 倶知安町	H29.6～	有識者会議により検討中	35百万円
長野県 白馬村	H30.4 (予定)	検討委員会設置に関する条例を制定 し来年度から検討予定	39百万円

出典：京都市、金沢市、倶知安町、白馬村のホームページ

③ まとめ

宿泊税について、課題を抽出し、そのうち最大の課題となる使途の扱いについても検討した結果、本町で宿泊税を導入に向けた検討を行う場合は、次の事項を踏まえる必要があると考えられる。

(導入に向けた検討を行う場合の留意事項)

- ・使途については、既に入湯税収入が町税収入の1割以上となる約7億円あり、さらに、入湯税の充当対象と一部重複するごみ処理手数料やふるさと納税も考慮すると、仮に課税したとしても事業費のごく一部にしか充当できず、財源不足の解消という効果はないと考えられる。
- ・このため、使途については、観光客受入関係経費(観光施策の充実)だけでなく、人件費を含めた既存の観光振興や消防力の維持に要する経費(観光施策の維持)も対象とする必要がある。
- ・この場合、他団体が選択している法定外目的税よりも法定外普通税※の導入を目指す方向で検討していく必要があると考えられる。※太宰府市「歴史と文化の観光税」は法定外普通税として実施しているもの。
- ・この他、宿泊者に対し、入湯税に加えて宿泊税を課しても問題がないか、課税対象として民泊施設まで含めるか、免税点を設けるか、などの課題があるが、これらは、単に先進団体の実施内容をもとに設定するのではなく、本町の特性や実情を十分踏まえたうえで検討する必要があると考えられる。
- ・これらを考慮すると他団体よりも検討期間を要することが見込まれるため、実施までには、少なくとも3年程度の期間を要すると思われる。

【別添1】 入湯税の充当対象事業費の見込み（平成30～35年度）

単位：百万円

年 度	区分	行	平成30年度					平成31年度					平成32年度							
			事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
					うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
	観光の振興(整備含む)	1	416	60	356	335	21	0	386	64	322	302	21	0	422	104	318	302	16	0
	環境衛生施設の整備	2	462	31	431	325	0	105	488	30	457	364	0	94	421	31	390	372	0	19
	うち下水道繰出金	3	243	0	243	184	0	59	259	0	259	206	0	53	204	0	204	195	0	9
	消防施設の整備	4	138	87	51	39	0	12	91	44	47	37	0	10	575	525	50	47	0	2
	事業費 計	5	1,016	178	838	699	21	117	965	138	826	703	21	104	1,418	660	758	721	16	21
	観光の振興(整備含む)	6	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
	環境衛生施設の整備	7	1	0	1	0	0	1	58	0	58	0	0	58	57	0	57	0	0	57
	消防施設の整備	8	211	0	211	0	0	211	226	0	226	0	0	226	233	0	233	0	0	233
	公債費 計	9	213	0	213	0	0	213	285	0	285	0	0	285	291	0	291	0	0	291
	観光の振興(整備含む)	10	417	60	357	335	21	1	387	64	323	302	21	1	423	104	319	302	16	1
	環境衛生施設の整備	11	463	31	432	325	0	106	546	30	515	364	0	152	478	31	447	372	0	76
	消防施設の整備	12	349	87	262	39	0	223	317	44	273	37	0	236	808	525	283	47	0	235
	合 計	13	1,229	178	1,051	699	21	330	1,250	138	1,111	703	21	389	1,709	660	1,049	721	16	312
	入湯税充当割合(観光以外)	14	-	-	-	75.6%	-	-	-	-	-	79.5%	-	-	-	-	-	95.2%	-	-
	(歳入-入湯税推計額)					(699)						(703)						(721)		

年 度	区分	行	平成33年度					平成34年度					平成35年度							
			事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
					うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
	観光振興(整備含む)	15	359	44	315	299	16	0	351	33	318	302	16	0	334	30	304	288	16	0
	環境衛生施設の整備	16	417	44	373	357	0	16	546	157	389	385	0	4	916	615	301	301	0	0
	うち下水道繰出金	17	189	0	189	181	0	8	203	0	203	201	0	2	188	0	188	188	0	0
	消防施設の整備	18	283	223	61	58	0	3	310	287	24	23	0	0	209	184	26	26	0	0
	事業費 計	19	1,059	311	749	714	16	19	1,207	477	731	710	16	4	1,459	829	631	615	16	0
	観光振興(整備含む)	20	3	0	3	0	0	3	6	0	6	0	0	6	14	0	14	0	0	14
	環境衛生施設の整備	21	57	0	57	0	0	57	58	0	58	0	0	58	7	0	7	0	0	7
	消防施設の整備	22	156	0	156	0	0	156	157	0	157	0	0	157	126	0	126	0	0	126
	公債費 計	23	216	0	216	0	0	216	221	0	221	0	0	221	147	0	147	0	0	147
	観光振興(整備含む)	24	362	44	318	299	16	3	357	33	324	302	16	6	348	30	318	288	16	14
	環境衛生施設の整備	25	474	44	430	357	0	73	604	157	447	385	0	62	923	615	308	301	0	7
	消防施設の整備	26	439	223	217	58	0	159	467	287	181	23	0	157	335	184	152	26	0	126
	合 計	27	1,275	311	965	714	16	235	1,428	477	952	710	16	225	1,606	829	778	615	16	147
	入湯税充当割合(観光以外)	28	-	-	-	95.6%	-	-	-	-	-	98.9%	-	-	-	-	-	100.0%	-	-
	(歳入-入湯税推計額)					(713)						(710)						(710)		

※中長期財政見通しをもとに、平成30～35年度までの入湯税の対象歳出を区分別に整理したもの。
 ※入湯税及びふるさと納税の充当対象は、平成28年度決算及び平成29年度当初予算の充当対象事業をベースに対象と考えられる新規事業を含めたもの。
 ※公債費は、入湯税の充当対象となると考える施設整備事業にかかる公債費の見込みを集計したもの。

入湯税の充当残 96

【別添2】 平成29年度当初予算における財源の充当状況について

(調査目的) 予算全体における入湯税やふるさと納税など一般財源扱いの目的財源を含めた使途状況を把握するための調査を行ったもの。

単位：百万円

款	H29 予算額	特定財源			一般財源				純粋 一般財源	純粋一般財源の区分別内訳		うち主な事業 ()は純粋一般財源の額		対象 事業数
		国県支出金	地方債	その他	うち入湯税	うちふるさと納税	うち地方消費税交付金	金額		新規/継続				
05 議会費	121	0	0	0	121	0	0	0	121	※純粋一般財源は42百万円あるが、主な2事業で35百万円を占めている(22+13=35)。 その他3事業で残り7百万円の財源しかなく、1事業あたりの平均は、2.3百万円しかない。 これは、他の区分でも同様の傾向であり、純粋一般財源ベースでは少額の事業しか残っていない状況である。				
人件費	115	0	0	0	115	0	0	0	115					
経常費	6	0	0	0	6	0	0	0	6					
10 総務費	1,743	103	17	220	1,403	0	48	0	1,355	庁舎維持・電算関係	42	継続	電算処理推進事業(22), 庁舎整備(13)	5
人件費	925	0	0	5	920	0	0	0	920	企画関係	18	継続	住みたい町箱根推進事業(12)	6
経常費	499	34	0	94	371	0	39	0	332	防災関係	28	継続	大涌谷火山対策事業(17)	7
事業費	320	69	17	122	112	0	9	0	103	コミュニティ・消費者関係	15	継続	宮ノ下地区公共施設利活用事業(8)	3
15 民生費	1,664	393	0	64	1,207	0	3	80	1,125	繰出金(国保, 介護, 後期)	409	継続	うち制度分(456)、制度外分(33)	3
人件費	414	2	0	0	412	0	0	0	412	社会福祉関係	40	継続	社会福祉協議会補助金(24)	5
経常費	559	286	0	50	224	0	0	0	224	老人福祉関係	18	継続	後期高齢者保健事業(4)	12
事業費	692	106	0	14	572	0	3	80	489	児童福祉関係	22	継続	小児医療費助成事業(16)	6
20 衛生費	1,316	21	229	138	929	139	54	13	723	保健衛生関係	49	継続	斎場広域化推進事業(12)	14
人件費	142	4	0	0	138	0	0	0	138			継続	生活習慣病予防推進事業(12)	
経常費	477	5	0	114	357	0	0	0	357	環境保全関係	1	継続	電気自動車普及促進事業(1)	2
事業費	698	12	229	23	434	139	54	13	228	ごみ・し尿処理関係	178	継続	うちごみ処理分(164)、し尿処理分(14)	8
25 農林水産業費	115	86	0	3	26	2	0	0	24	農業関係	14	継続	野猿・有害鳥獣対策(8)	5
人件費	4	0	0	0	4	0	0	0	4	林業関係	6	継続	間伐材搬出促進事業(6)	1
経常費	2	0	0	0	2	1	0	0	0					
事業費	109	86	0	3	20	0	0	0	20					
30 観光費	477	14	0	39	424	290	14	0	119	商工関係	5	継続	信用保証料補助事業(3)	5
人件費	114	0	0	0	114	0	0	0	114					
経常費	127	4	0	20	103	103	0	0	0					
事業費	236	10	0	18	207	187	14	0	5					
35 土木費	799	39	112	15	634	255	3	0	375	道路橋りょう関係	49	一部新規	道路整備工事(41)	13
人件費	109	0	0	0	109	0	0	0	109	都市計画・公園関係	16	継続	公園整備事業(8)	4
経常費	94	0	0	15	79	0	0	0	79	下水道繰出金	105	継続		1
事業費	595	39	112	0	445	255	3	0	187	町営住宅関係	17	継続	町営住宅整備事業(17)	1
40 消防費	958	16	74	15	854	11	0	0	842	常備消防関係	4	継続	救急業務高度化推進事業(2)	4
人件費	735	0	0	0	735	0	0	0	735	非常備消防関係	4	継続	消防団員被服等購入(2)	3
経常費	112	0	0	15	98	0	0	0	98	消防施設関係	2	継続	消防施設等整備事業(1)	5
事業費	110	16	74	0	21	11	0	0	10					
45 教育費	894	25	51	136	682	2	17	0	663	教育総務関係	44	継続	個別指導支援事業(18)、高校通学費補助金(13)	9
人件費	288	0	0	22	265	0	0	0	265	小・中学校、幼稚園関係	40	継続	小・中学校整備事業(27)	14
経常費	350	0	0	73	276	0	0	0	276	社会教育関係	23	継続	公民館整備事業(7)、図書室電算運営事業(6)	13
事業費	256	25	51	40	140	2	17	0	121	保健体育関係	14	継続	総合体育館整備事業(10)	3
50 災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
55 公債費	891	0	0	18	873	0	0	0	873					
99 予備費	20	0	0	0	20	0	0	0	20					
歳出合計	8,998	697	483	647	7,171	699	139	93	6,240					
人件費	2,845	6	0	27	2,812	0	0	0	2,812					
経常費	3,136	328	0	399	2,409	104	39	0	2,266					
事業費	3,017	363	483	221	1,951	595	100	93	1,162					

(調査内容)
 ・款別の純粋一般財源について、区分毎の内訳を調査した。
 ・「新規・継続」の別は、予算附属説明資料の歳出予算一覧表の区分を採用した。
 ・「主な事業」は、各区分で一般財源の額が大きい事業名と純粋一般財源の額を記載した。

※【まとめ】 事業費の純粋一般財源 1. 6 億円のうち、繰出金 約 5 億円、ごみ・し尿関係 約 1. 8 億円、総務費の内部管理経費分約 0. 4 億円であり、これらを差引いた残額は約 4 億円しかない。
 ⇒このため、宿泊税などの新税を導入する場合、事業費のごく一部にしか充当できないため、既存の観光振興や消防力の維持に要する経費（観光施策の維持）も充当対象とするような仕組みとする必要がある。

次期財源確保策の検討の進め方について

1 有識者会議での次期財源確保策の検討予定

・第 4 回 (H29. 12. 25)

前回の新財源確保策の検討過程を振り返り、このうち入湯税の見直しと都市計画税の導入について、具体的に検討した結果を説明し、意見を伺うもの。

・第 5 回 (H30. 2. 2)

第 4 回有識者会議を踏まえ町民税の見直しについて具体的に検討した結果を説明し、意見を伺うもの。また、町民会議でも意見のあった、観光客に広く負担を求める手段として法定外税又は協力金について、他団体の導入事例及び検討状況等を説明し意見を伺うもの。

・第 6 回 (H30. 3. 14)

前回の結果を踏まえて、法定外税又は協力金の箱根町にあった手法について検討した結果について、意見を伺うもの。

・第 7 回 (H30. 4. 20)

これまでの検討結果を踏まえた次期財源確保策に対する町の考え方を説明し意見を伺うとともに、提言書の取りまとめについて議論するもの。

・第 8 回有識者会議 (H30. 5)

提言書の提出

(参考) 有識者会議全体のスケジュール

年月	回数	① アクションプランの 中間見直し	② 中長期財政見通しの改定と 次期財源確保策のあり方	
29年	7月	第1回	これまでの行財政改革と今後の進め方について	
	8月	第2回	現行プラン取組状況の検証	
	10月	第3回	中間見直しの方向性について	中長期財政見通しの策定
	11月	—		
	12月	第4回	新プラン事務局案について	次期財源確保策のあり方について I (都市計画税・入湯税)
30年	1月	—	新プラン原案の作成	
	2月	第5回	新プラン原案について	次期財源確保策のあり方について II (町民税・法定外税等)
		—	新プラン素案の作成 パブリックコメント	
	3月	第6回	新プラン最終修正について	次期財源確保策のあり方について III (法定外税等)
	4月	第7回	新プランの確定 (報告)	次期財源確保策のあり方について IV (検討結果を踏まえた次期財源確保策について)
5月	第8回		次期財源確保策のあり方の決定 (提言)	



箱根町長 山口 昇士 様

箱根町新財源確保有識者会議
座長 西本 靖宏

新財源確保について（提言）

新財源確保について、会議を重ねてきた結果、このたび、次のとおり結論を得ましたので提言します。

1. 結論

（1）新財源確保の必要性

箱根町のこれまでの財政状況と財源不足への対応とともに今後の財政見通しを考慮した結果、これまでと同じような方法での財源不足の補てんは困難であり、新たな財源の確保を検討する必要があると判断した。

（2）新財源確保のための負担のあり方

箱根町が提案した単独税目案（固定資産税超過課税の導入）により平成 28 年度から 6 年間、固定資産税の税率を 0.28% 引上げ、1.68% とすることが妥当であると判断した。

2. 結論に至るまでの検討経過

（1）新財源確保の必要性

箱根町は、国から普通交付税の交付を受けていない団体（不交付団体）であり、一般的には、財政的に豊かな団体とされる。しかし、箱根町の場合は、日本有数の観光地であるため税収が多いものの、その分観光に係る支出が多く、必ずしも財政的に豊かとは言えない。むしろ、現状では、景気低迷の影響によって歳入が大幅に減少していることから深刻な財源不足に陥っており、財政的に非常に厳しい状況に置かれている。

具体的には、平成 27 年度予算において、経常費及び事業費の予算要求時点で約 7.5 億円の財源不足が生じた。また、箱根町が作成した「中期財政見通し（平成 28 年度から平成 33 年度）」によると、平成 28 年度以降、毎年度 9 億円前後の財源不足が生じることが予想されることである。平成 27 年度予算については、財源不足を、歳出の削減、財政調整基金、退職手当債、土地売払収入、繰越金によって補てんして予算が編成されたが、財政調整基金の残高は約 2.1 億円であり、また、退職手当債の制度は平成 27 年度で終了することから、平

平成 29 年 12 月 25 日

第 4 回箱根町行財政改革有識者会議

成 2 7 年度予算と同じような補てんは難しい状況にある。加えて、財源不足を補てんするための臨時財政対策債が、平成 2 4 年度以降、不交付団体は発行できないことになっている。したがって、これまでと同じような方法での財源不足の補てんは困難であり、新たな財源の確保を検討する必要があると判断した。

(2) 新財源確保のための負担のあり方

新たな財源確保の方法としては、色々な方法が考えられるところ、箱根町から具体的な案として示されたのが、単独税目案（固定資産税超過課税の導入）と複数税目案（固定資産税超過課税の導入と日帰り入湯税の引上げ）であった。両案について、様々な角度から検討が行われ、単独税目案が最終案として示されたが、本会議も単独税目案が妥当と判断した。その主な理由は、次の 2 つである。

1 つは、増収の規模である。「中長期財政見通し（平成 2 8 年度から平成 3 3 年度）」では、平成 2 8 年度以降、毎年度 9 億円前後の財源不足が生じるとのことであったが、本会議とは別に、歳入確保・歳出削減策については、箱根町行財政改革有識者会議で検討が行われており、そこでの議論を踏まえて「行財政改革アクションプラン」が作成され、毎年度約 1. 5 億円の収支が改善されるとのことで、新財源所要額は約 7. 5 億円と見積もられた。箱根町の町税収入約 6 3 億円のうち約 7 割の約 4 4 億円が固定資産税によるものであり、固定資産税の超過課税であれば、ある程度の税率引き上げで、上記の所要額を満たすことが可能である。その他の税目は、元々の税収が少なく、上記の所要額を得るためには、大幅な税率の引き上げが必要となってくるため、その他の税目の超過課税は得策とは言えない。また、現在、財源不足に陥っている 1 つの原因は、固定資産の評価額の下落に伴う固定資産税の税収の大幅な落ち込みであり、平成 1 0 年度のピーク時から約 9. 3 億円減少している。今回の固定資産税の超過課税は、ピーク時以上の負担を求めるものではない。

2 つは、幅広い負担である。箱根町は、主産業である観光を支えるための行政サービスを手厚く行っているが、そのための支出も甚大であり、それが町の財政を圧迫している原因の 1 つとなっている。したがって、新たな負担を求めるのであれば、住民だけでなく、観光に関係する者に対しても求めるべきである。この点、箱根町の場合は、固定資産税の納税義務者数と税額ともに、町外者が約 7 割を占めており、その多くが観光に関係する者であると考えられ、固定資産税の超過課税であれば、箱根町から行政サービスを受ける者から幅広く負担を求めることができる。なお、複数税目案で示された日帰り入湯税を同時に引き上げる場合は、観光に関係する者に対する負担という点では単独税目案と同じであるが、観光客にさらに重い負担を課すこととなり、住民自治の観点から問題があるという指摘を受けることも考えられる。また、入湯税の税収が現状でも約 7 億円と町税収入の 1 割を超えており、すでに応分の負担がなされていると考えられる。

3. 附帯意見

(1) 議会での議論

超過課税は、「財政上その他の必要があると認める場合」に許される（地方税法第 1 条第 1 項第 5 号）。その必要性の判断権は、個々の市町村にあり、最終的には市町村の議会が判断することになる。したがって、今後、固定資産税の超過課税を行うのであれば、まず、財政上の必要性について、議会で議論が必要である。歳出削減等で財源不足が解消できないのか、また、「中期財政見通し（平成 28 年度から平成 33 年度）」及び「行財政改革アクションプラン」の試算は妥当であるのか、議会において十分検討されることを要望する。

(2) 納税義務者への説明

箱根町の場合は、固定資産税の納税義務者数と税額ともに、町外者が約 7 割を占めており、納税義務者数では 2 割に満たない町外法人が、税額の 5 割以上を占めているという特殊な状況にある。したがって、超過課税を行うに際しては、住民だけでなく、町外者に対しても十分な説明を行い、納税義務者全体から理解を得る必要性がある。特に、今回は、町税条例改正から超過課税の実施まであまり時間がないため、様々な方法を利用して周知徹底することを切望する。

(3) 事後検証

単独税目案で示された超過課税の適用期間は 6 年間である。今回の超過課税は、財源不足を補てんするために行われるやむを得ない措置であることから適用期間を設けることは妥当である。ただし、固定資産税の価格は 3 年ごとに見直され、今後急激に土地の価格が上昇し、大幅に固定資産税の税収が増加して超過課税が必要なくなる可能性もある。このため、6 年間の途中でも、適宜、検証するよう要望する。

(4) 歳入確保・歳出削減策の確実な実施

今回の超過課税は、「中期財政見通し（平成 28 年度から平成 33 年度）」及び「行財政改革アクションプラン」の算出結果を基にしている。この結果どおりに歳入確保・歳出削減ができない場合は、再度、財源不足が生じ、さらなる超過課税が必要となってくる。このようなことのないように、「中期財政見通し（平成 28 年度から平成 33 年度）」及び「行財政改革アクションプラン」が確実に実施されることを切に望む。

(5) 抜本的な歳入確保・歳出削減策の検討

「中期財政見通し（平成 28 年度から平成 33 年度）」及び「行財政改革アクションプラン」が算出結果どおりに実施されたとしても、約 7.5 億円の財源不足が生じる。超過課税はあくまでも時限的な措置であり、適用期間の終了に向けてしっかりと見直しを行うことが求められる。このため、6 年間で抜本的な歳入確保・歳出削減策について、さらに検討することを要望する。